

第 9 期
彦根市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
【素案】

令和 5 年 11 月
彦根市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 第9期計画における国の主な動向について	2
3 計画の根拠・位置づけ	6
4 計画の策定過程	8
第2章 高齢者等の状況	15
1 高齢者人口の状況	15
2 要介護等認定者数の状況	17
3 日常生活圏域の状況	18
第3章 第8期計画の評価	27
1 第8期計画全体の評価	27
2 介護保険サービスの利用実績の評価	30
第4章 計画の基本目標等	34
1 計画の基本理念	34
2 計画の基本目標と重点課題	35
3 計画の施策体系	38
第5章 施策の展開	40
基本目標1 介護予防・健康づくりの推進	40
基本目標2 地域での主体的な活動の発掘と支援	44
基本目標3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供	50
基本目標4 生きがいづくりと安心づくり	55
基本目標5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備	61
第6章 成年後見制度利用促進計画	68
1 現状の整理	68
2 課題の抽出	68
3 課題に基づく基本理念	68
4 目標	68
5 課題に対応した施策の展開	68
第7章 介護保険事業量と保険料の設定	69
1 介護保険給付水準等の設定手順	69
2 給付対象サービスの種類	69
3 介護保険サービス基盤の整備方針	69
4 介護保険サービス量等の見込み	69
5 介護保険給付費の見込み	69
6 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み	69
7 介護保険事業の見込みと財源構成	69
8 第1号被保険者の介護保険料基準額の設定	69
第8章 推進体制	70
1 計画の進行管理	70
2 庁内および関係行政機関等の連携体制の強化	70
3 サービス提供事業者等の取組	70
資料編	70



第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景と趣旨

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測され、さらに、核家族世帯や、単身または夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12年度（2000年度）に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

そのような中で、令和7年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、介護ニーズの高い85歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみ世帯および認知症の人の増加なども見込まれ、介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要となっています。

サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが課題となっています。

さらに、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供し、介護や支援を必要とする状態となっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

本計画は、このような状況を踏まえて、上述した高齢者を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するため、彦根市における高齢者施策および介護保険事業の取り組むべき事項を整理し、「地域の支え合いの中で高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり」を基本理念に地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組むことで地域共生社会*の実現へ向け「第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

2 第9期計画における国の主な動向について

(1) 令和5年(2023年)介護保険法改正について

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

I 介護情報基盤の整備	<p><u>介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を地域支援事業として位置付ける。 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする。
II 介護サービス事業者の財務状況等の見える化	<p><u>介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付ける。 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表する。
III 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務	<p><u>介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所または施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。 ※市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。
IV 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化	<p><u>看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 看多機を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話または必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。
V 地域包括支援センターの体制整備等	<p><u>地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。

※資料：社会保障審議会介護保険部会（第107回）（令和5年（2023年）7月10日）

(2) 第9期計画策定に係る国での検討状況について

① 第9期計画の基本指針のポイント

【基本的な考え方】

➤ 2025年問題

次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える。

➤ 2040年問題

高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

➤ 地域の実情に応じた施策・目標の検討

都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

ア 介護サービス基盤の計画的な整備

(ア) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

(イ) 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(ア) 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

(イ) デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

(ウ) 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

ウ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

※資料：社会保障審議会介護保険部会（第107回）（令和5年（2023年）7月10日）

② 第9期介護保険事業計画において記載を充実する事項

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ・重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ・地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ・保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上

- ・ケアマネジメントの質の向上および人材確保
- ・ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ・外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ・介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ・財務状況等の見える化
- ・介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

3 計画の根拠・位置付け

(3) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に定める市町村老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に定める市町村介護保険事業計画を一体的に策定したものです。

老人福祉計画(高齢者福祉計画)

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画

介護保険事業計画

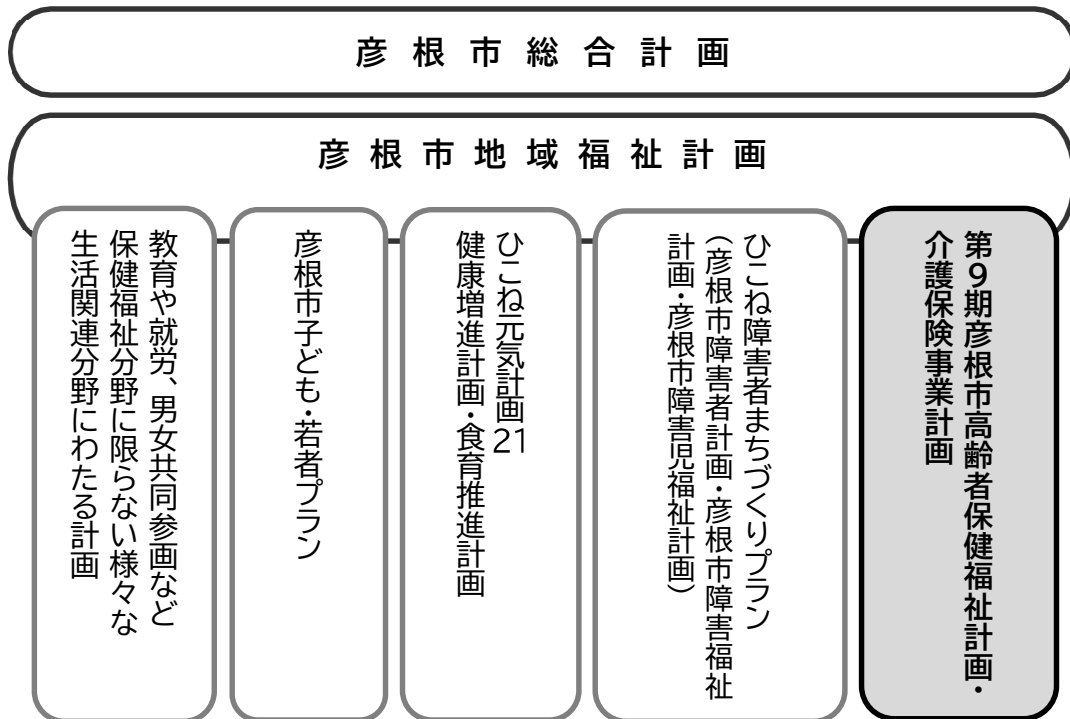
適正な介護保険サービスの実施量および地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画

(4) 計画の位置付け

本計画は、「彦根市総合計画」に基づく分野別計画に位置付けられるとともに、地域福祉の基本計画である「彦根市地域福祉計画」を踏まえ、本市における高齢者の保健・福祉に関する基本的な考え方および施策を示すものです。

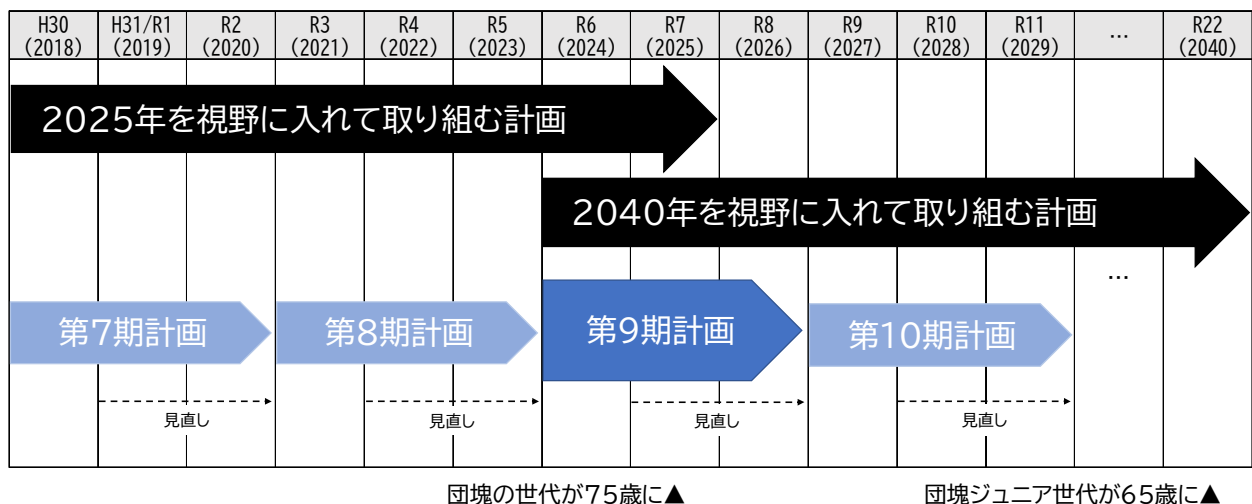
また、各種上位計画との整合や調和を保った計画とするほか、地域福祉計画の考え方を踏まえながら、障害者施策、保健施策、医療施策等、各分野との整合や調和を保ち策定するものです。

本計画は、高齢者の福祉、保健、医療、介護保険、生きがいや社会参加、住みやすいまちづくりなど、高齢者施策全般に関わる行政計画です。



(5) 計画の期間

計画期間は、令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度までの3年間と定めます。



4 計画の策定過程

(6) 彦根市高齢者保健福祉協議会の開催

学識経験者をはじめ福祉施設や団体の関係者、介護家族や民生委員・児童委員、公募により選出された市民等で組織された「彦根市高齢者保健福祉協議会」において、第9期計画についての意見交換および審議を行います。

(7) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの一層の推進に向け、今後の高齢者保健福祉施策を推進していく上での基礎資料とするため、実施しました。

調査対象者：市内に居住する65歳以上の一般高齢者および総合事業対象者、要支援1～2の認定者

抽出方法：無作為抽出法

調査期間：令和4年（2022年）11月18日から令和4年（2022年）12月12日まで

調査方法：郵送による配布・回収

区分	配布数A	有効回収数B	回収率B/A
配布・回収状況	3,989	2,792	70.0%

(8) 在宅介護実態調査

要介護者の在宅生活や介護者の就労継続に有効な介護サービスを検討するため、第9期計画策定の基礎資料として、在宅で介護を受けている要介護認定者を対象に調査を実施しました。

調査対象者：市内に居住する、在宅で生活をしている要介護認定者

調査期間：令和4年（2022年）11月18日から令和4年（2022年）12月12日まで

調査方法：郵送による配布・回収

区分	配布数A	有効回収数B	回収率B/A
配布・回収状況	982	618	62.9%

(9) 介護人材実態調査

第9期計画の策定にあたり、彦根市内の介護サービス提供事業所で働く介護職員等の現状を把握するため、彦根市内の介護サービス提供事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間：令和5年（2023年）2月16日から令和5年（2023年）3月3日まで

調査方法：郵送による配布・回収

区分	配布数A	有効回収数B	回収率B/A
配布・回収状況	209	130	62.2%

(10) 各種調査結果から見る課題のまとめ

第9期計画の策定にあたり実施した各種調査結果のポイントおよびそこから見えてくる課題について、第8期計画の基本目標に沿って整理しました。

■調査結果の概要と課題

●：介護予防・日常生活圏域二エズ調査、▲：在宅介護実態調査、○：介護人材実態調査

現行計画の基本方向	調査結果	調査結果からみた課題
1 介護予防・健康づくりの推進	●身体機能については、認知機能の低下、転倒のリスク、口腔機能の低下などで該当者割合が多く、特に一般高齢者でも多い。 全国・県と比較すると、運動器機能、咀嚼機能、うつリスク、IADL、転倒のリスクは、一般高齢者の該当者割合が多い。	年代、性別などの特徴に応じた介護予防を進めるとともに、一般高齢者への周知にも力を入れ、普及や情報周知の方法を工夫していく必要がある。
	●介護予防のための通いの場に月1回以上参加している割合は、認定を受けている人では2割を超えているが、一般高齢者では6.4%と少ない。(前回調査：3.9%)	引き続き通いの場の充実に努めるとともに、一般高齢者への周知にも力を入れる必要がある。
	●一人暮らしや夫婦二人暮らし(配偶者65歳以上)で健康状態が「よくない・あまりよくない」の割合が比較的高い。	地域の見守り、移動支援などの生活支援の充実により、安心して暮らし続けることができる地域づくりに努める必要がある。
	●健康について知りたいことについては、「認知症の予防」が最も高いほか、要支援者では運動器機能の低下に対する不安が大きく、介護予防に関して市に力を入れてほしいこととしても、「認知症予防」に次いで「軽運動(筋力向上等)の推進」等が多い。	重度化防止に向けて、特に認知症や軽運動に関する情報提供や教室・講座の開催などを充実させる必要がある。
	●新型コロナウイルス感染症の影響により「人が集まるところに行かなくなった」は48.7%、「地域の活動に参加しにくくなった」は14.7%となっている。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止や規模縮小が行われた地域活動を支援する必要がある。

●：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、▲：在宅介護実態調査、○：介護人材実態調査

現行計画の基本方向	調査結果	調査結果から見た課題
2 地域での主体的な活動の発掘と支援	●ボランティア等、スポーツ関係、趣味関係への参加について、全国・県と比較して一般高齢者の参加割合が低い。	一般高齢者の社会参加割合を増やしていくために、幅広い年代への情報提供、周知などを推進していく必要がある。
	●地域づくり活動への参加者・お世話役としての参加意向について、全国・県と比較して一般高齢者の割合が低い。	
	●健康づくりに対する活動や趣味等のグループ活動を通じて地域づくりを進めていくために、企画・運営する人が少ない。	活動参加者のなかで企画・運営者が固定すると長続きしないため、参加者がそれぞれ役割を持ち、企画・運営に携われる仕組みを作る必要がある。
	●独居高齢者の割合が全国・県と比較して高い。	今後も独居高齢者の増加が見込まれるため、地域全体で高齢者を支えていく仕組みをつくり、孤立を防ぐ必要がある。
	●一人暮らし、男性で心配事や愚痴を聞いてくれる人や看病や世話をしてくれる人が特に少ない。	閉じこもり、孤立等につながるおそれがあるため、社会参加のきっかけづくりおよびその周知に努める必要がある。
	●住んでいる地域で在宅生活を継続しにくいと感じている人が3割以上となっている。	引き続き地域の社会資源や多様なニーズの把握に努めるとともに、元気な高齢者の活躍等住民主体を含む多様な主体による生活支援サービスの創出に取り組む必要がある。
	▲保険外の支援・サービスの利用状況について「外出同行（通院、買い物など）」「配食」「掃除・洗濯」が多い。	
	▲在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「外出同行（通院、買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「見守り、声かけ」が多い。	

●：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、▲：在宅介護実態調査、○：介護人材実態調査

現行計画の基本方向	調査結果	調査結果からみた課題
3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供	●介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合が全国・県に比べて多い。	介護を受けていない理由等を分析し、必要な人が介護サービスを受けられる体制を構築していく必要がある。
	●現在の暮らしの経済的状況について、認定状況別には要支援1・2の人、家族構成別には一人暮らしの人で「大変+やや苦しい」とする回答が比較的高い。	低所得者の負担軽減等、制度の周知が必要である。
	●買い物ニーズありの割合が全国・県と比較して高い。	外出支援（買い物・通院）の需要が高いため、充実させる必要がある。
	▲介護者が不安を感じる介護について、全国・県と比較して「認知症状への対応」「夜間の排泄」「入浴・洗身」が高い。	「認知症状への対応」「夜間の排泄」「入浴・洗身」に係る介護不安をどのように軽減していくかが、在宅限界点の向上を図るために重要となる。
	▲在宅生活を維持するために「日中・夜間の排泄」や「入浴・洗身」「認知症状への対応」に対する介護者の不安が大きく、訪問系サービスの利用によりそれらの不安が軽減する傾向が見られる。	在宅生活限界点の向上のため、訪問系サービスの充実を図る必要がある。
	▲介護者の今後の就労に関して、「続けていくのは難しい」とする人では、勤め先からの効果的な支援として「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい職場づくり」「介護をしている従業員への経済的な支援」の順にニーズが高い。	国や県、庁内関係部局とも連携しながら、介護と仕事の両立に向けて、企業を対象とした啓発を進めていくことが必要である。
	○人材不足を「感じている」と回答した事業所は7割を超えている。その理由として「人材の確保（採用）が困難」「職員が定着しない」「業務量が増えている」などが多くなっている。	介護現場におけるICTの活用等も含め、介護人材の処遇改善、介護の職場の魅力発信等を通じて、介護人材の確保・育成に努める必要がある。
	●介護が必要となった時に相談する窓口について、「地域包括支援センター」と回答した人が約6割となっている。	引き続き地域包括支援センターの機能充実、関係者間の連携の強化と周知・啓発が必要である。
▲サービス未利用の理由としては、「サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない」と回答した方が国・県に比べてやや多い。	サービスを受けたい人が受けられるよう、手続きや利用方法の周知を徹底し、相談窓口などの周知も継続する必要がある。 また、サービス未利用の理由の詳細を把握することで、必要な人へのサービス普及を促進する必要がある。	

●：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、▲：在宅介護実態調査、○：介護人材実態調査

現行計画の基本方向	調査結果	調査結果からみた課題
4 生きがいづくりと安心づくり	●主観的健康感の高い高齢者の割合が、全国・県と比較して、特に一般高齢者で低い。	主観的健康感と主観的幸福感が高い高齢者を増やすために、自分の心身の状態や健康づくりへの関心を高めていくことが重要である。
	●主観的幸福感の高い高齢者の割合が、全国・県と比較して、特に一般高齢者で低い。	
	●災害時の避難について、「避難できない」「わからない」が合わせて16.2%と、前回調査時より少なくなっているが、避難場所の認知度については僅かに減少している。	引き続き災害時避難行動要支援者の把握や災害時避難行動要支援者制度、福祉避難所の周知など、防災・防犯体制の充実に努める必要がある。
	●ボランティア、スポーツ関係・趣味のグループ、学習・教養サークル等への参加頻度は年齢が上がるほど上昇し、80歳以上で再び低下する傾向が見られる。	多様な住民が参加しやすい居場所づくり、住民活動への支援を充実させる必要がある。
	●住んでいる地域はボランティア活動が活発だと「思わない」と回答した人は6割以上となっている。	
	●高齢者や子育て世帯を支援する活動への参加頻度が1割を下回っている。	高齢者や子育て世帯を地域で支え合う体制を推進し、社会参加の機会を増やしていく必要がある。
	●うつリスクについて、前回と比較して該当の割合が増加している。	新型コロナウイルス感染症の影響などで参加頻度が減っている高齢者が、社会参加に前向きになれる環境を作る必要がある。
	●月に1回以上「収入のある仕事」をしている人が約2割となっており、前回と比較すると、「収入のある仕事」を除く会・グループ全てで割合が低下している。	

●：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、▲：在宅介護実態調査、○：介護人材実態調査

現行計画の基本方向	調査結果	調査結果からみた課題
5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備	●健康について知りたいこと、介護予防に関して市に力を入れてほしいことについて、ともに「認知症の予防」が最も多い。	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、早期の気づきと早期判断を促し、通いの場が変わりなく集える環境の整備など「予防」に向けた取組を実施するなかで、情報提供や相談窓口の充実および周知を進める必要がある。
	●認知症に関する相談窓口について、本人・家族に認知症の症状がある人でも認知度は約半数にとどまっている。前回と比較すると僅かに減少している。	
	▲介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が3割以上となっている。	
	●人生の最期を自宅で迎えたいという人は半数を占めるが、それが「実現可能である」という人は約1割、「実現困難である」という人は4割強となっている。実現困難である理由としては、「介護してくれる家族に負担がかかる」という意見が最も多い。	引き続き在宅医療福祉を推進するとともに、家族介護者の会の周知や、家族等介護者のレスパイトケアについても充実させていく必要がある。
	▲夫婦のみ世帯や家族等と同居する世帯では、要介護3以上になっても在宅生活の継続に向けた希望が比較的高い。	
	▲在宅生活を続ける上で必要な支援・サービスは「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物など）」が多く、全国・県と比較しても多い。	移送サービス、外出支援を充実させるとともに、要介護者の利用を想定した場合の問題・課題の把握や改善の可能性等について検討を行う。移送サービスの周知や情報提供の方法を工夫する必要がある。

(11) パブリックコメント

第9期計画素案の内容を公表して広く市民等から意見を募集し、計画の反映に努めました。

実施期間：令和●年（●●年）●月●日から令和●年（●●年）●月●日まで

提出意見：●件

第2章 高齢者等の状況

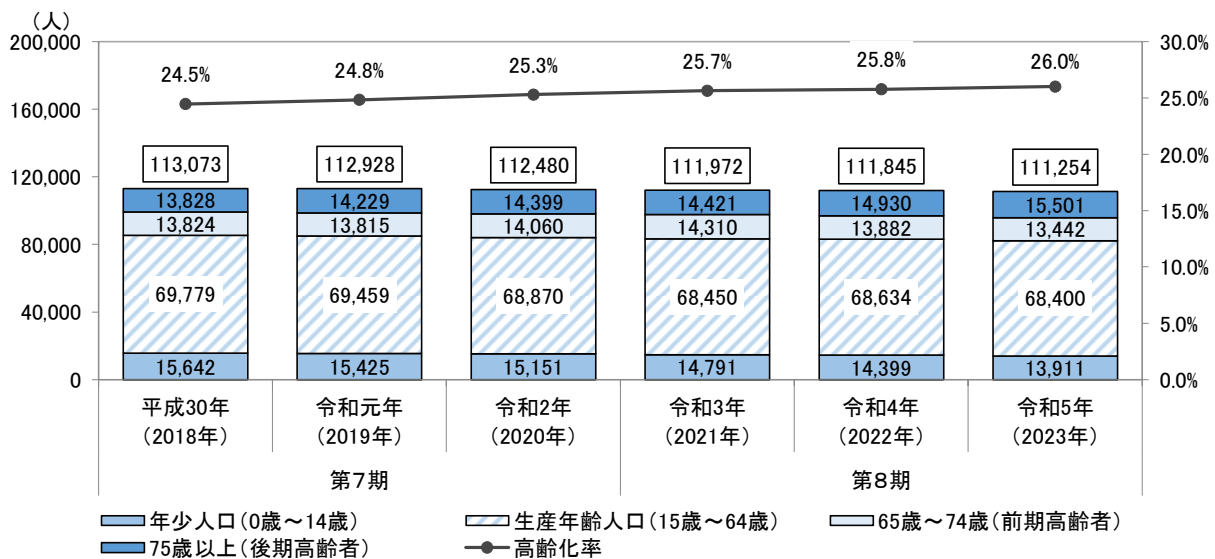
1 高齢者人口の状況

人口の推移を見ると、総人口は近年減少傾向にあり、令和5年（2023年）では111,254人となっています。

一方で、高齢者人口は増加傾向にあり、令和5年（2023年）では28,943人と、平成30年（2018年）の27,652人から1,291人増加しています。

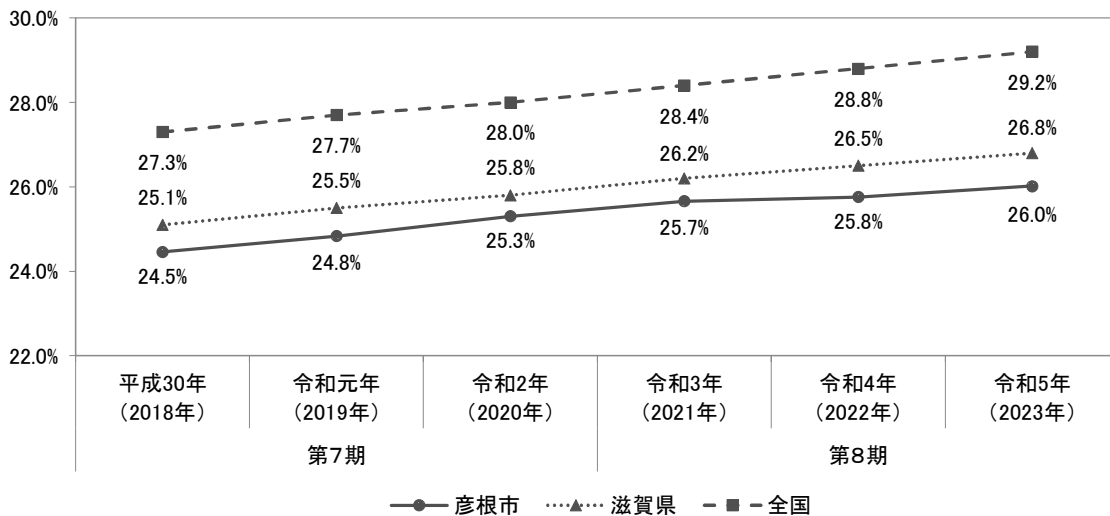
高齢化率も年々上昇し、国、県より低い値で推移しているものの、令和5年（2023年）では26.0%となっています。

人口構成の推移



出典：住民基本台帳人口 各年9月末日現在

高齢化率の比較



出典：彦根市…住民基本台帳人口各年9月末日現在

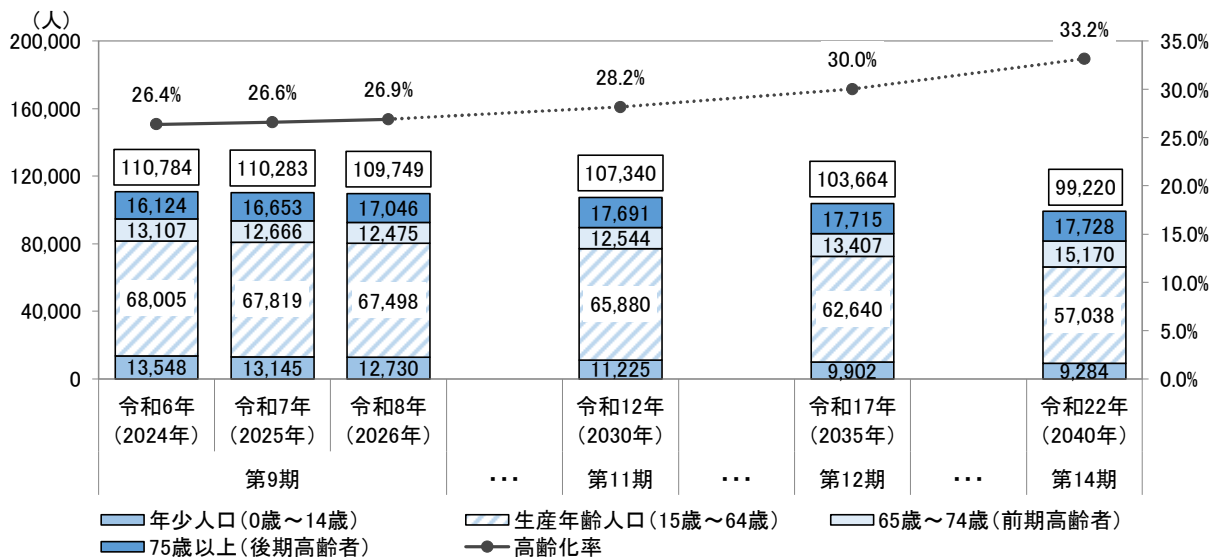
全国および滋賀県…総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

将来人口の推計を見ると、総人口は今後減少傾向となり、令和8年(2026年)では109,749人と、令和5年(2023年)から1,505人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和22年(2040年)では99,220人となっています。

高齢者人口は、今後も増加していき、令和8年(2026年)では29,521人と、令和5年(2023年)から578人増加する見込みとなっています。また、近年減少傾向にある前期高齢者が令和12年(2030年)付近で増加に転じ、令和22年(2040年)では15,170人となる見込みです。

高齢化率は今後も増加していき、令和22年(2040年)には33.2%と3割を超えると推計されています。

人口構成の推計



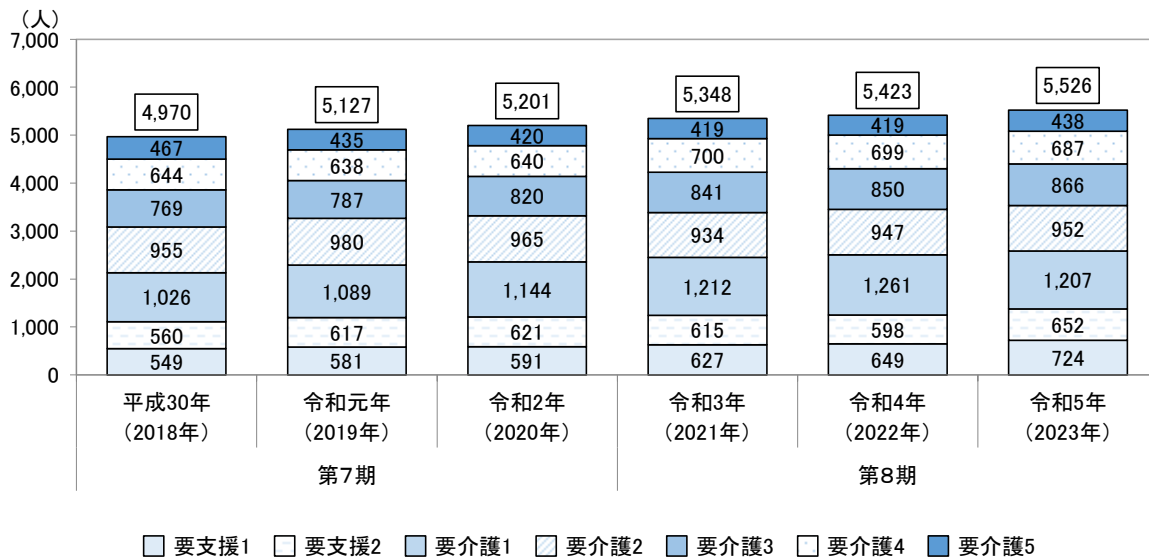
出典：住民基本台帳を基にコーホート変化率法により推計

2 要介護等認定者数の状況

要介護認定者数の推移を見ると、第7期の始まった平成30年(2018年)から令和5年(2023年)にかけて556人増加しています。特に要介護1では181人、要支援1では175人増加しています。

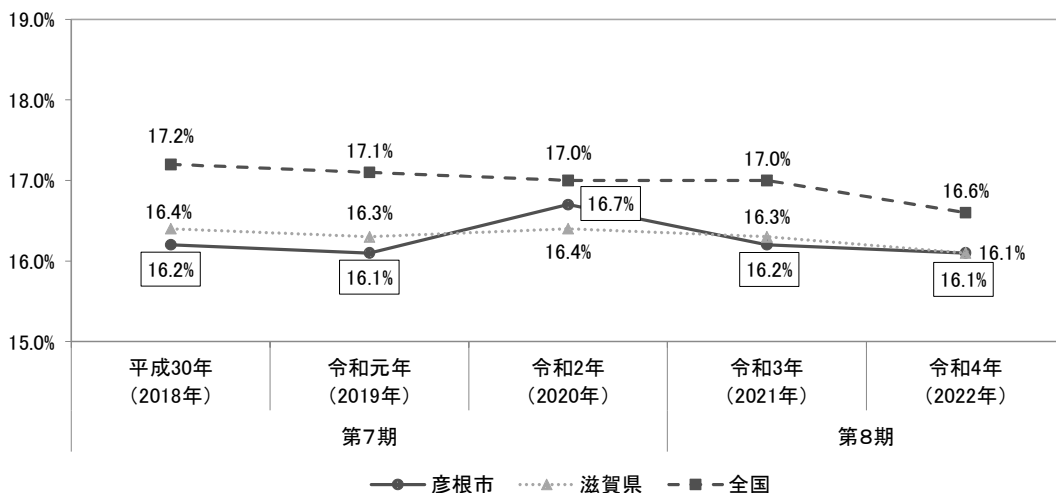
認定率については平成30年(2018年)からおおむね同程度で推移しており、国よりは低く、県と同程度の値で推移しています。

要介護認定者数の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 各年9月末現在

認定率の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」各年3月末現在

3 日常生活圏域の状況

本市では、身近なサービスの提供区域として、中学校区を基本とした7つの日常生活圏域を設定しています。高齢者の状況を見ると、鳥居本圏域、稲枝圏域では高齢化率、75歳以上高齢化率ともに高く、彦根圏域で最も低くなっています。

また、要介護認定者の状況を見ると、認定率は中央圏域で最も低く17.3%、彦根圏域で最も高く21.2%と3.9ポイントの差が見られます。

■日常生活圏域の高齢者の状況

単位：人、%

圏域	人口	65歳以上人口	75歳以上人口	高齢化率	75歳以上 高齢化率
鳥居本	2,356	894	452	38.0	19.1
西	10,784	3,037	1,734	28.2	16.1
東	28,517	6,836	3,601	24.0	12.6
中央	17,361	4,884	2,709	28.1	15.6
彦根	16,917	3,262	1,727	19.3	10.2
南	23,613	6,024	3,059	25.5	13.0
稲枝	11,706	4,006	2,219	34.2	19.0
全体	111,254	28,943	15,501	26.0	13.9

資料：住民基本台帳（令和5年10月1日末現在）

■日常生活圏域の要介護等認定者の状況

単位：人、%

圏域	総合事業 対象者	認定者数			認定者計	要介護等 認定率
		要支援1・2	要介護1～3	要介護4・5		
鳥居本	0	48	102	42	192	21.5
西	5	164	334	110	608	20.0
東	7	323	682	228	1,233	18.0
中央	3	226	484	163	873	17.9
彦根	4	168	399	139	706	21.6
南	4	289	571	252	1,112	18.5
稲枝	5	165	427	155	747	18.7
特養他	0	3	25	27	55	-
全体	28	1,386	3,024	1,116	5,526	19.1

資料：高齢福祉推進課（令和5年10月1日現在）※認定者数、認定率ともに第2号を含む。

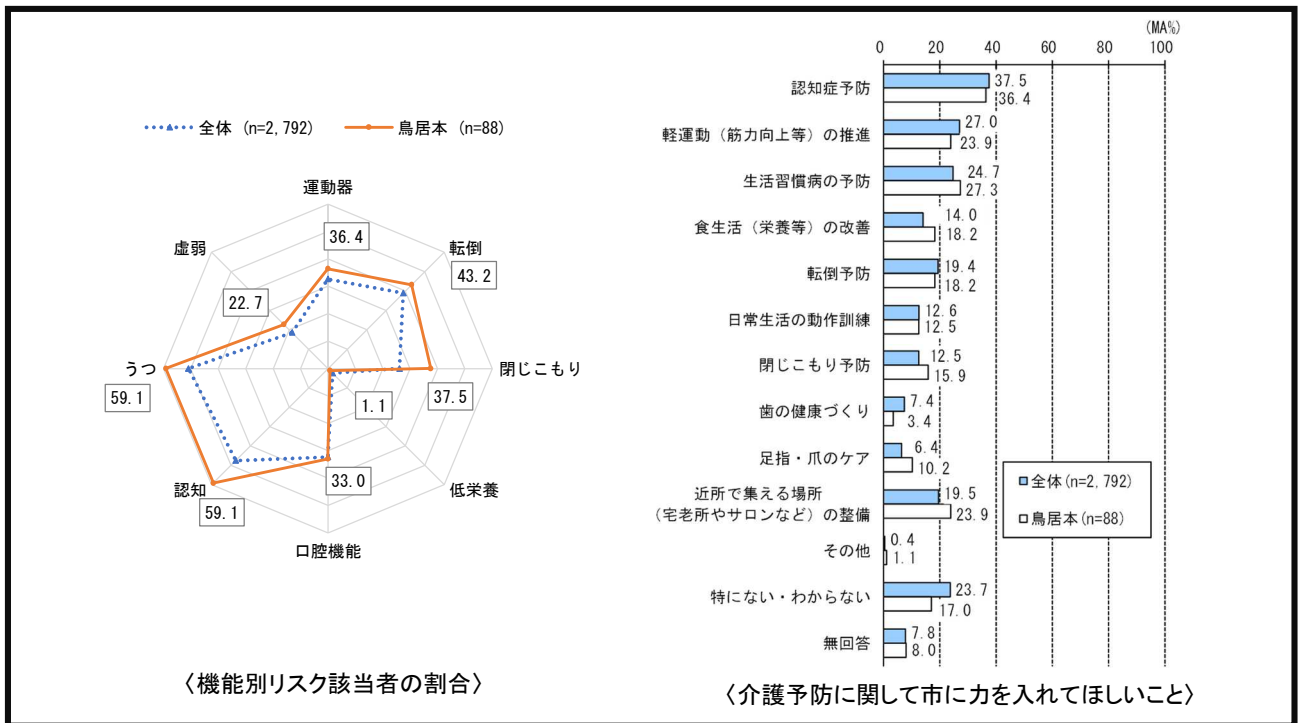
圏 域 別 カ ル テ

◆鳥居本圏域カルテ

■人口等の状況（各年10月1日現在）

項目	令和2年（2020年）	令和5年（2023年）
人口	2,516 人	2,356 人
高齢者人口	888 人	894 人
75歳以上人口	449 人	452 人
高齢化率	35.3 %	38.0 %
75歳以上高齢化率	17.8 %	19.1 %
要介護等認定者数	183 人	192 人
要介護等認定率	20.0 %	21.5 %

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（市全体との比較グラフ）



■地域密着型サービスの整備状況（箇所数、定員は10月1日時点、利用者数は次回記載予定）

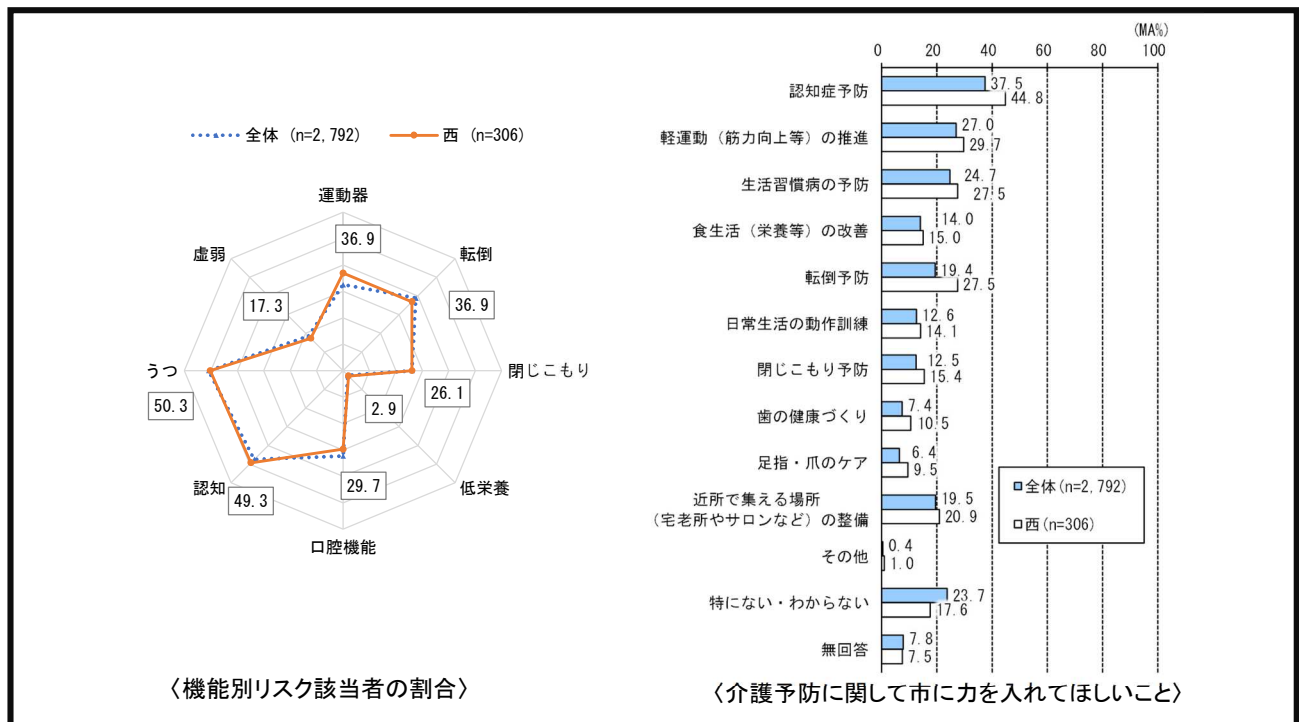
サービスの種類	箇所数	定員（1日当たり）	利用者数
小規模多機能型居宅介護	1 箇所	通所 15 人 宿泊 5 人	人
認知症対応型共同生活介護	1 箇所	9 人	人
認知症対応型通所介護	1 箇所	12 人	人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 箇所	0 人	人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 箇所	0 人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 箇所	0 人	人
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所	通所 0 人 宿泊 0 人	人
地域密着型通所介護	0 箇所	0 人	人

◆西圏域カルテ

■人口等の状況（各年10月1日現在）

項目	令和2年（2020年）	令和5年（2023年）
人口	10,981 人	10,784 人
高齢者人口	3,075 人	3,037 人
75歳以上人口	1,654 人	1,734 人
高齢化率	28.0 %	28.2 %
75歳以上高齢化率	15.1 %	16.1 %
要介護等認定者数	607 人	608 人
要介護等認定率	19.6 %	20.0 %

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（市全体との比較グラフ）



■地域密着型サービスの整備状況（箇所数、定員は10月1日時点、利用者数は次回記載予定）

サービスの種類	箇所数	定員（1日当たり）	利用者数
小規模多機能型居宅介護	1 箇所	通所 12 人 宿泊 4 人	人
認知症対応型共同生活介護	2 箇所	18 人	人
認知症対応型通所介護	0 箇所	0 人	人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 箇所	0 人	人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1 箇所	29 人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 箇所	0 人	人
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所	通所 0 人 宿泊 0 人	人
地域密着型通所介護	0 箇所	0 人	人

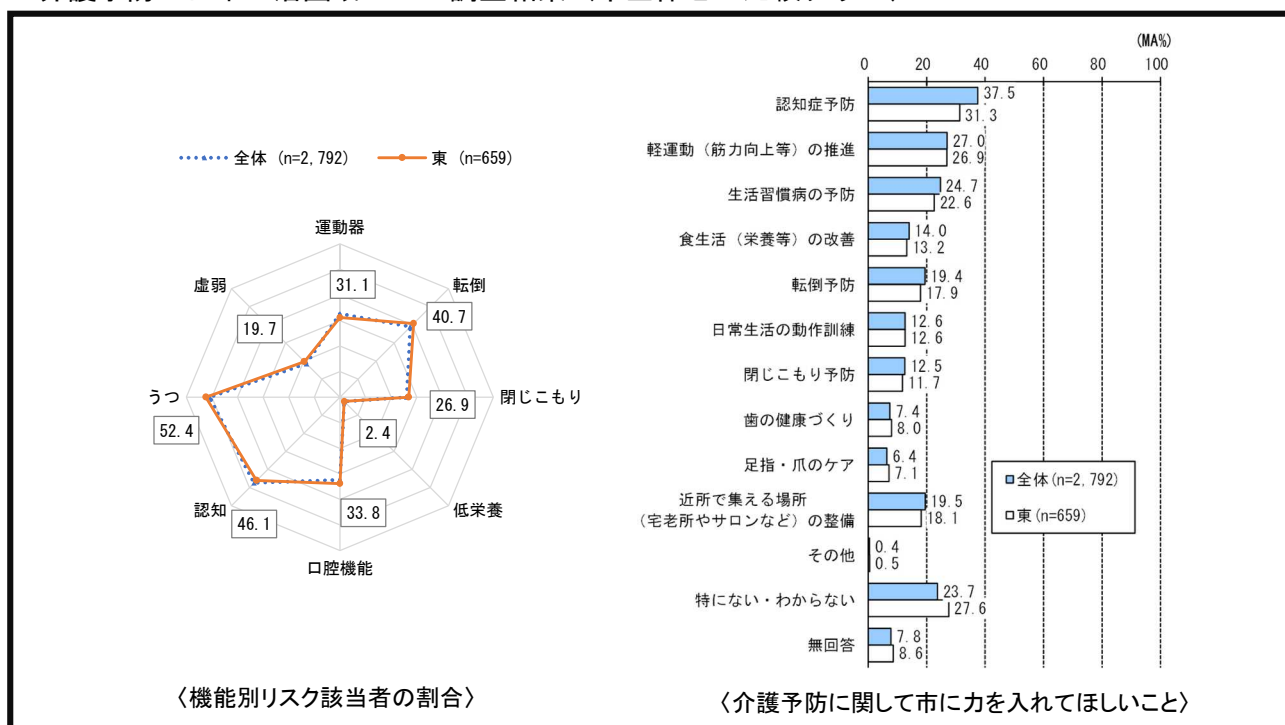
◆東圏域カルテ

■人口等の状況（各年10月1日現在）

項目	令和2年（2020年）	令和5年（2023年）
人口	28,506 人	28,517 人
高齢者人口	6,710 人	6,836 人
75歳以上人口	3,361 人	3,601 人
高齢化率	23.5 %	24.0 %
75歳以上高齢化率	11.8 %	12.6 %
要介護等認定者数	1,191 人	1,233 人
要介護等認定率	17.2 %	18.0 %

※各年10月1日現在

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（市全体との比較グラフ）



■地域密着型サービスの整備状況（箇所数、定員は10月1日時点、利用者数は次回記載予定）

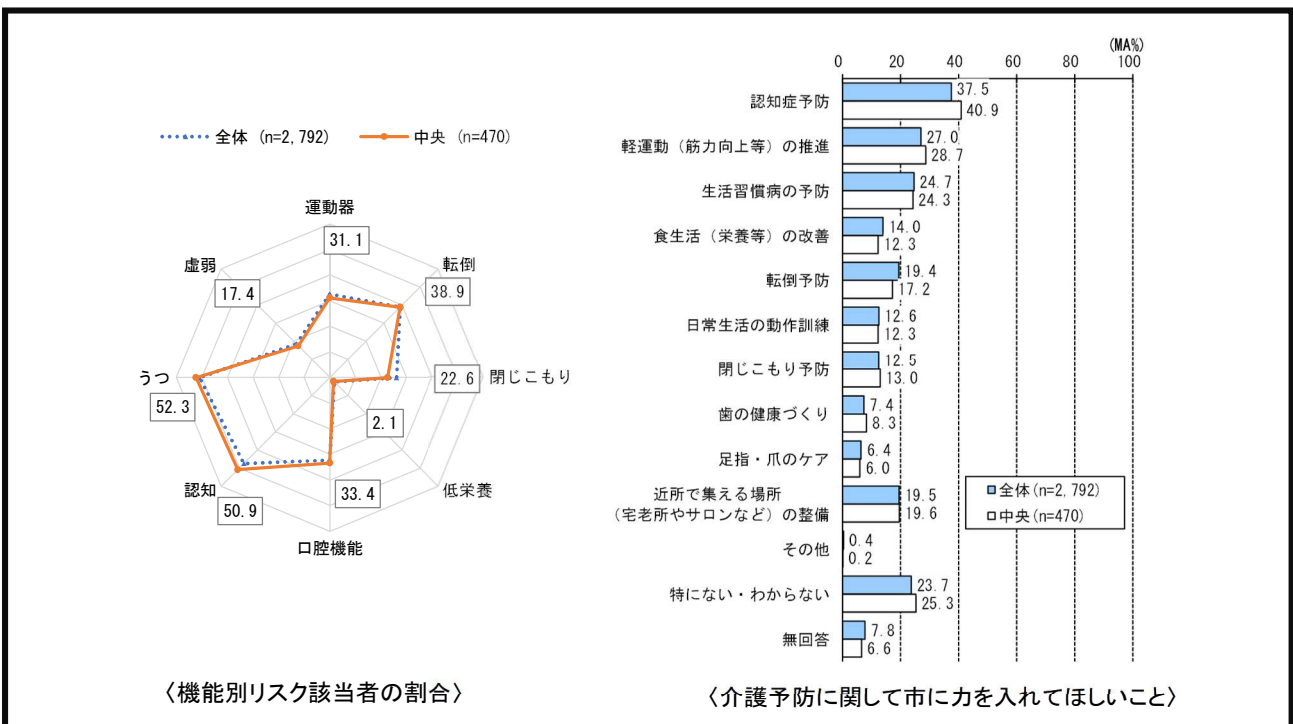
サービスの種類	箇所数	定員（1日当たり）	利用者数
小規模多機能型居宅介護	1 箇所	通所 18 人 宿泊 6 人	人
認知症対応型共同生活介護	3 箇所	27 人	人
認知症対応型通所介護	3 箇所	36 人	人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 箇所	0 人	人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 箇所	0 人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 箇所	なし 人	人
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所	通所 0 人 宿泊 0 人	人
地域密着型通所介護	2 箇所	25 人	人

◆ 中央圏域カルテ

■ 人口等の状況（各年10月1日現在）

項目	令和2年（2020年）	令和5年（2023年）
人口	17,812 人	17,361 人
高齢者人口	4,833 人	4,884 人
75歳以上人口	2,432 人	2,709 人
高齢化率	27.1 %	28.1 %
75歳以上高齢化率	13.7 %	15.6 %
要介護等認定者数	725 人	873 人
要介護等認定率	14.6 %	17.9 %

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（市全体との比較グラフ）



■ 地域密着型サービスの整備状況（箇所数、定員は10月1日時点、利用者数は次回記載予定）

サービスの種類	箇所数	定員（1日当たり）	利用者数
小規模多機能型居宅介護	1 箇所	通所 15 人 宿泊 6 人	人
認知症対応型共同生活介護	3 箇所	27 人	人
認知症対応型通所介護	1 箇所	12 人	人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1 箇所	20 人	人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 箇所	0 人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 箇所	0 人	人
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所	通所 0 人 宿泊 0 人	人
地域密着型通所介護	2 箇所	36 人	人

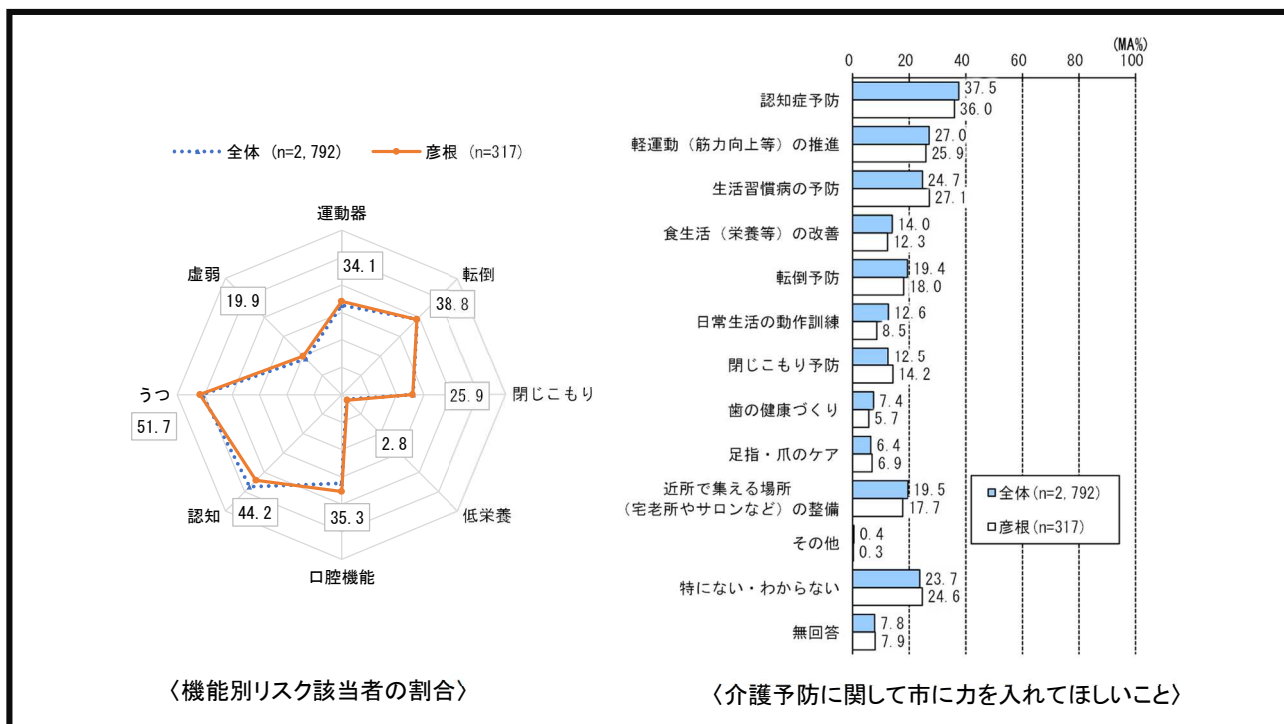
◆彦根圏域カルテ

■人口等の状況（各年10月1日現在）

項目	令和2年（2020年）	令和5年（2023年）
人口	16,907 人	16,917 人
高齢者人口	3,184 人	3,262 人
75歳以上人口	1,635 人	1,727 人
高齢化率	18.8 %	19.3 %
75歳以上高齢化率	9.7 %	10.2 %
要介護等認定者数	654 人	706 人
要介護等認定率	20.1 %	21.6 %

※各年10月1日現在

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（市全体との比較グラフ）



■地域密着型サービスの整備状況（箇所数、定員は10月1日時点、利用者数は次回記載予定）

サービスの種類	箇所数	定員（1日当たり）	利用者数
小規模多機能型居宅介護	0 箇所	通所 0 人 宿泊 0 人	人
認知症対応型共同生活介護	2 箇所	18 人	人
認知症対応型通所介護	0 箇所	0 人	人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 箇所	0 人	人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 箇所	58 人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 箇所	0 人	人
看護小規模多機能型居宅介護	2 箇所	通所 33 人 宿泊 14 人	人
地域密着型通所介護	1 箇所	15 人	人

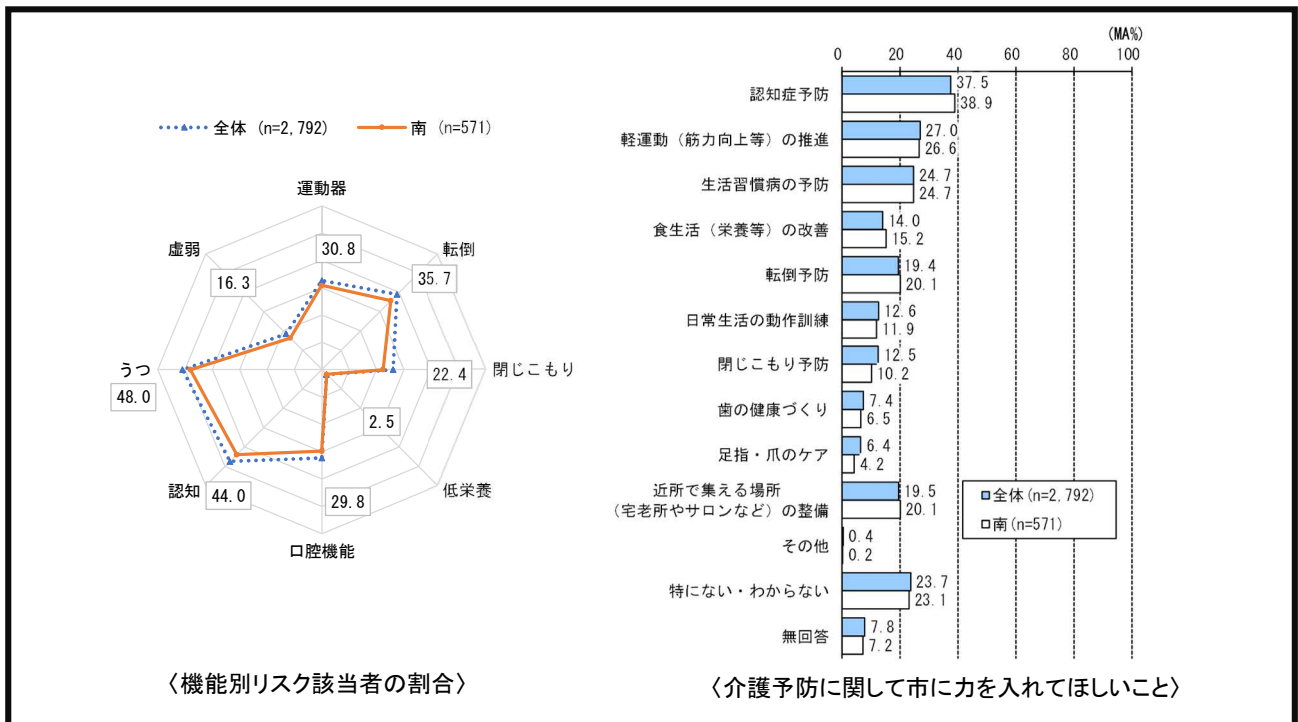
◆南圏域カルテ

■人口等の状況（各年10月1日現在）

項目	令和2年（2020年）	令和5年（2023年）
人口	23,591 人	23,613 人
高齢者人口	5,822 人	6,024 人
75歳以上人口	2,808 人	3,059 人
高齢化率	24.7 %	25.5 %
75歳以上高齢化率	11.9 %	13.0 %
要介護等認定者数	1,010 人	1,112 人
要介護等認定率	17.0 %	18.5 %

※各年10月1日現在

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（市全体との比較グラフ）



■地域密着型サービスの整備状況（箇所数、定員は10月1日時点、利用者数は次回記載予定）

サービスの種類	箇所数	定員（1日当たり）	利用者数
小規模多機能型居宅介護	1 箇所	通所 18 人 宿泊 9 人	人
認知症対応型共同生活介護	2 箇所	18 人	人
認知症対応型通所介護	3 箇所	36 人	人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 箇所	0 人	人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 箇所	49 人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 箇所	なし 人	人
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所	通所 0 人 宿泊 0 人	人
地域密着型通所介護	4 箇所	53 人	人

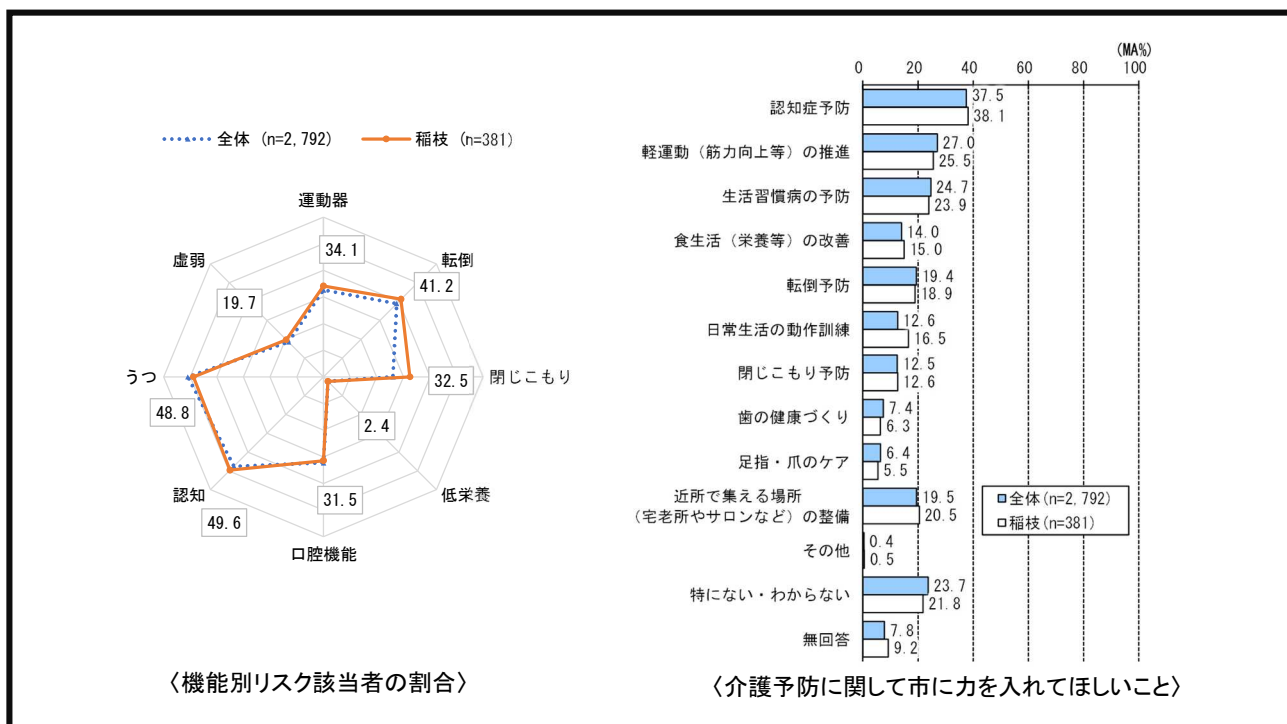
◆ 稲枝圏域カルテ

■ 人口等の状況（各年10月1日現在）

項目	令和2年（2020年）	令和5年（2023年）
人口	12,167 人	11,706 人
高齢者人口	3,947 人	4,006 人
75歳以上人口	2,060 人	2,219 人
高齢化率	32.4 %	34.2 %
75歳以上高齢化率	16.9 %	19.0 %
要介護等認定者数	702 人	747 人
要介護等認定率	17.5 %	18.7 %

※各年10月1日現在

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（市全体との比較グラフ）



■ 地域密着型サービスの整備状況（箇所数、定員は10月1日時点、利用者数は次回記載予定）

サービスの種類	箇所数	定員（1日当たり）	利用者数
小規模多機能型居宅介護	2 箇所	通所 33 人 宿泊 14 人	人
認知症対応型共同生活介護	2 箇所	18 人	人
認知症対応型通所介護	2 箇所	24 人	人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 箇所	0 人	人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 箇所	0 人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 箇所	0 人	人
看護小規模多機能型居宅介護	0 箇所	通所 0 人 宿泊 0 人	人
地域密着型通所介護	4 箇所	45 人	人

第3章 第8期計画の評価

1 第8期計画全体の評価

(1) 事業・取組の自己評価結果

第8期計画の中期（令和4年度）における事業・取組に関して、その実施内容（成果）から達成状況（A：達成できた、B：達成できなかった）を集計すると次のグラフのとおりです。達成できた事業・取組の割合は、「基本目標1 介護予防・健康づくりの推進」で57%、「基本目標2 地域での主体的な活動の発掘と支援」で87%、「基本目標3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供」で81%、「基本目標4 生きがいつくりと安心づくり」で43%、「基本目標5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備」で80%となりました。全体では達成率71%（令和3年度達成率71%）でした。

事業・取組の達成状況



■ A達成できた □ B達成できなかった

(2) 基本目標ごとの達成状況と課題

①「基本目標1 介護予防・健康づくりの推進」の達成状況と課題

14 事業・取組の中で、8 事業・取組が達成できた一方、6 事業・取組が達成できなかったと評価しています。

「(1) 地域における健康づくりの推進」では、未達成と評価した事業・取組が6 項目中5 項目でした。コロナ禍での健診体制を整備し、各種検診の受診率は昨年よりも上がってきているものの、コロナ禍前の水準や目標値の達成にまでは至りませんでした。

「(2) 介護予防の普及と啓発（一般介護予防事業）」では、全ての事業・取組において達成と評価しており、感染症対策を実施しながら事業・取組を行ったことを評価しています。

今後も関係機関と連携し、高齢者が地域で暮らし続けることができるよう、市民主体の介護予防・健康づくりの事業・取組を推進することとします。

②「基本目標2 地域での主体的な活動の発掘と支援」の達成状況と課題

15 事業・取組の中で、13 事業・取組が達成できた一方、2 事業・取組が達成できなかったと評価しています。

「(1) 支え合いの心を育む環境整備」や「(2) ボランティア活動等の社会参加の促進」では、学校教育における福祉教育は計画どおり各学校で実施できたことや、コロナ禍であっても住民主体の集まりや、講座の開催ができたことで達成と評価しています。その他には、SNS を使用した情報発信にも力を入れることができました。

「(3) 高齢者組織の支援」は、達成となっていますが、補助金を申請する老人クラブ数の減少や会員の減少が続いている状況、彦根市老人クラブ連合会の活動停止もあり、高齢者組織の支援の在り方について検討する必要があります。

今後も地域共生社会の実現へ向けて、これらの事業・取組を継続するとともに、SNS 等も駆使し、地域での支え合いの体制づくりを支援することとします。

③「基本目標3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供」の達成状況と課題

27 事業・取組の中で、22 事業・取組が達成できた一方、5 事業・取組が達成できなかったと評価しています。

「(1) 人材とサービス基盤の確保」の「介護人材確保への支援」では、令和3年度から作成している介護職の魅力伝えるパンフレットの作成に加え、インタビュー動画を YouTube にアップしインターネットを活用した発信を強化しました。

また、「地域密着型サービスの確保」では、待機者の状況等を確認し、認知症対応型共同生活介護を公募し、事業者を決定しました。

「(3) 介護給付の適正化の推進」では、ケアプランの点検数を増やし、外部講師によるケアプラン点検を実施してケアプランの質の向上に努めました。

④「基本目標4 生きがいつくりと安心づくり」の達成状況と課題

21 事業・取組の中で、9 事業・取組が達成できた一方、12 事業・取組が達成できなかったと評価しています。

「(1) 生きがいつくり」では、老人福祉センターや公民館の活動において令和3年度よりは活発になっているものの、コロナ禍前の水準や目標値の達成にまでは至りませんでした。

老人福祉センターにおいては、コロナ禍の利用控えをきっかけに個人利用者が減っており、今後個人の利用者を増やす取組が必要です。

「(2) 生活環境の整備」の「福祉避難所の確保と機能整備」では、数値目標を達成できなかったことで未達成と評価しましたが、令和4年度から新たな取組として地域の防災訓練等に合わせ、福祉避難所の開設・運営を想定した訓練を実施しました。

⑤「基本目標5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備」の達成状況と課題

25 事業・取組の中で、20 事業・取組が達成できた一方、5 事業・取組が達成できなかったと評価しています。

関係機関との事業・取組が多く、会議や研修も感染症対策としてWEB開催等で実施することも定着し、新型コロナウイルス感染症の影響をほぼ受けずに実施できたことから達成と評価しました。

本目標は、地域包括ケアシステムの深化・推進においての重要事項が多く含まれることから、引き続き、各種事業・取組を進めます。

「(4) 認知症施策の推進」においては、初めて市内大学との協同による啓発活動を実施したことや講座開催回数を増やせたこと等を評価し、11 事業中9事業で達成と評価しました。

2 介護保険サービスの利用実績の評価

(1) 介護(介護予防)サービス利用量の推移と第8期計画との比較

介護予防サービス（予防給付）利用量の推移と第8期計画の比較は次のとおりです。
特に、令和4年度では介護予防小規模多機能型居住介護、介護予防短期入所生活介護が計画以上に増加しており、今後もこれらのサービス提供体制の充実を図る必要があります。

【介護予防】

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	(回)	0.0	3.7	-	0.0	0.0	-
	(人)	0.0	0.9	-	0.0	0.0	-
介護予防訪問看護	(回)	184.6	175.3	94.9%	193.7	203.2	104.9%
	(人)	54.0	46.8	86.7%	57.0	57.7	101.2%
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	120.4	131.3	109.1%	118.2	111.6	94.4%
	(人)	14.0	14.5	103.6%	14.0	14.3	101.8%
介護予防居宅療養管理指導	(人)	16.0	10.3	64.1%	17.0	16.5	97.1%
介護予防通所リハビリテーション	(人)	99.0	85.1	85.9%	104.0	84.7	81.4%
介護予防短期入所生活介護	(日)	10.1	5.9	58.6%	10.1	17.4	172.4%
	(人)	3.0	2.0	66.7%	3.0	3.4	113.9%
介護予防短期入所療養介護 (老健+病院等+介護医療院)	(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	(人)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
介護予防福祉用具貸与	(人)	537.0	457.9	85.3%	561.0	459.2	81.8%
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	9.0	8.7	96.3%	10.0	6.8	67.5%
介護予防住宅改修	(人)	13.0	10.4	80.1%	13.0	9.2	70.5%
介護予防特定施設 入居者生活介護	(人)	4.0	2.8	70.8%	4.0	1.8	43.8%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	(回)	59.2	20.2	34.1%	64.1	13.0	20.3%
	(人)	12.0	4.3	35.4%	13.0	2.1	16.0%
介護予防 小規模多機能型居宅介護	(人)	4.0	6.3	156.3%	4.0	9.4	235.4%
介護予防 認知症対応型共同生活介護	(人)	3.0	1.5	50.0%	3.0	0.0	0.0%
(3) 介護予防支援							
介護予防支援	(人)	625.0	533.8	85.4%	657.0	541.8	82.5%

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

介護サービス（介護給付）利用量の推移と第8期計画の比較は次のとおりです。
特に、令和4年度では短期入所生活介護、介護老人保健施設が計画以上に増加しており、今後もこれらのサービス提供体制の充実を図る必要があります。

【介護】

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 居宅サービス							
訪問介護	(回)	24,058.2	22,515.9	93.6%	25,476.3	21,044.3	82.6%
	(人)	852.0	834.0	97.9%	879.0	818.8	93.2%
訪問入浴介護	(回)	404.3	424.8	105.1%	408.7	429.5	105.1%
	(人)	83.0	81.8	98.6%	86.0	73.4	85.4%
訪問看護	(回)	2,828.0	2,711.0	95.9%	2,896.6	2,762.0	95.4%
	(人)	593.0	546.4	92.1%	611.0	553.3	90.6%
訪問リハビリテーション	(回)	1,825.5	1,588.3	87.0%	1,937.3	1,484.2	76.6%
	(人)	156.0	141.3	90.5%	163.0	132.1	81.0%
居宅療養管理指導	(人)	486.0	425.4	87.5%	502.0	467.0	93.0%
通所介護	(回)	12,419.8	11,450.9	92.2%	12,968.2	11,541.2	89.0%
	(人)	1,198.0	1,142.5	95.4%	1,225.0	1,147.8	93.7%
通所リハビリテーション	(回)	1,565.5	1,542.3	98.5%	1,574.6	1,830.7	116.3%
	(人)	263.0	243.2	92.5%	268.0	284.5	106.2%
短期入所生活介護	(日)	1,880.9	1,833.8	97.5%	1,935.0	2,554.8	132.0%
	(人)	277.0	250.6	90.5%	285.0	273.8	96.1%
短期入所療養介護 (老健+病院等+介護医療院)	(日)	384.2	276.8	72.1%	386.4	207.3	53.7%
	(人)	52.0	41.9	80.6%	52.0	30.3	58.3%
福祉用具貸与	(人)	1,930.0	1,843.2	95.5%	2,025.0	1,956.7	96.6%
特定福祉用具購入費	(人)	34.0	30.5	89.7%	34.0	29.5	86.8%
住宅改修費	(人)	23.0	21.2	92.0%	24.0	19.7	81.9%
特定施設入居者生活介護	(人)	65.0	68.3	105.1%	66.0	63.4	96.1%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(人)	23.0	9.8	42.4%	23.0	16.0	69.6%
夜間対応型訪問介護	(人)	0.0	0.8	-	0.0	0.0	-
地域密着型通所介護	(回)	3,606.8	3,274.3	90.8%	3,710.3	3,361.3	90.6%
	(人)	413.0	368.5	89.2%	429.0	369.6	86.1%
認知症対応型通所介護	(回)	1,885.4	1,814.7	96.2%	1,890.0	1,709.7	90.5%
	(人)	174.0	169.1	97.2%	176.0	161.9	92.0%
小規模多機能型居宅介護	(人)	114.0	112.1	98.3%	119.0	122.9	103.3%
認知症対応型共同生活介護	(人)	130.0	125.9	96.9%	131.0	132.6	101.2%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	(人)	20.0	18.6	92.9%	20.0	17.3	86.7%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(人)	136.0	136.1	100.1%	136.0	136.5	100.4%
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	47.0	43.8	93.3%	62.0	47.5	76.6%
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	(人)	490.0	476.3	97.2%	490.0	479.9	97.9%
介護老人保健施設	(人)	123.0	125.4	102.0%	123.0	148.4	120.7%
介護医療院	(人)	48.0	41.3	86.1%	48.0	35.2	73.3%
介護療養型医療施設	(人)	1.0	0.8	75.0%	1.0	0.2	16.7%
(4) 居宅介護支援							
居宅介護支援	(人)	2,437.0	2,409.2	98.9%	2,513.0	2,513.3	100.0%

※回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(2) 給付費の推移と第8期計画との比較

介護予防サービスと介護サービスを合わせた総給付費（次頁）は、計画に対して在宅サービスが92.2%、居宅系サービスが98.1%、施設サービス100.4%の実績となっており、各サービスの内訳は次のとおりです

【介護予防】

単位：千円

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	-	375	-	-	-	-
介護予防訪問看護	13,529	13,478	99.6%	14,211	14,780	104.0%
介護予防訪問リハビリテーション	4,260	4,649	109.1%	4,184	3,766	90.0%
介護予防居宅療養管理指導	1,276	908	71.2%	1,370	1,543	112.6%
介護予防通所リハビリテーション	37,980	31,857	83.9%	39,984	33,878	84.7%
介護予防短期入所生活介護	812	504	62.1%	812	1,458	179.6%
介護予防短期入所療養介護 (老健+病院等+介護医療院)	-	-	-	-	-	-
介護予防福祉用具貸与	35,616	30,602	85.9%	37,194	31,877	85.7%
特定介護予防 福祉用具購入費	2,188	2,328	106.4%	2,434	2,163	88.9%
介護予防住宅改修	12,422	9,920	79.9%	12,422	8,210	66.1%
介護予防特定施設 入居者生活介護	3,408	2,352	69.0%	3,410	1,469	43.1%
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防 認知症対応型通所介護	6,642	2,362	35.6%	7,182	1,581	22.0%
介護予防 小規模多機能型居宅介護	3,816	5,397	141.4%	3,818	7,896	206.8%
介護予防 認知症対応型共同生活介護	8,744	4,455	50.9%	8,749	-	0.0%
(3) 介護予防支援						
介護予防支援	34,783	29,732	85.5%	36,584	30,871	84.4%
合計	165,476	138,919	84.0%	172,354	139,492	80.9%

※給付費は年間累計の金額

【介護】

単位：千円

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 居宅サービス						
訪問介護	826,045	769,501	93.2%	875,311	744,001	85.0%
訪問入浴介護	60,465	62,948	104.1%	61,134	64,795	106.0%
訪問看護	221,608	211,009	95.2%	227,336	220,075	96.8%
訪問リハビリテーション	66,438	57,096	85.9%	70,549	53,390	75.7%
居宅療養管理指導	48,594	42,029	86.5%	50,239	49,877	99.3%
通所介護	1,221,692	1,139,305	93.3%	1,276,025	1,124,856	88.2%
通所リハビリテーション	136,641	130,103	95.2%	137,949	138,928	100.7%
短期入所生活介護	201,572	197,568	98.0%	207,694	276,013	132.9%
短期入所療養介護 (老健+病院等+介護医療院)	57,494	41,234	71.7%	57,888	30,021	51.9%
福祉用具貸与	299,465	291,017	97.2%	313,330	313,166	99.9%
特定福祉用具購入費	11,216	9,947	88.7%	11,216	8,980	80.1%
住宅改修費	19,110	19,657	102.9%	19,849	19,043	95.9%
特定施設入居者生活介護	150,599	159,154	105.7%	152,649	146,715	96.1%
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	35,976	18,143	50.4%	35,996	27,629	76.8%
夜間対応型訪問介護	-	100	-	-	-	-
地域密着型通所介護	309,104	285,052	92.2%	316,651	288,305	91.0%
認知症対応型通所介護	279,102	270,208	96.8%	280,013	249,664	89.2%
小規模多機能型居宅介護	270,472	273,742	101.2%	280,834	292,345	104.1%
認知症対応型共同生活介護	425,047	409,877	96.4%	428,517	439,503	102.6%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	46,199	44,476	96.3%	46,225	39,752	86.0%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	465,217	464,178	99.8%	465,475	478,377	102.8%
看護小規模多機能型居宅介護	154,764	142,502	92.1%	201,926	143,117	70.9%
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	1,558,604	1,483,802	95.2%	1,559,468	1,535,595	98.5%
介護老人保健施設	440,249	447,130	101.6%	440,493	531,490	120.7%
介護医療院	222,395	184,372	82.9%	222,518	155,755	70.0%
介護療養型医療施設	4,731	3,488	73.7%	4,734	987	20.9%
(4) 居宅介護支援						
居宅介護支援	441,377	438,961	99.5%	455,256	465,939	102.3%
合計	7,974,176	7,596,603	95.3%	8,199,275	7,838,318	95.6%

※給付費は年間累計の金額

【総給付費】

単位：千円

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
在宅サービス	4,814,459	4,532,237	94.1%	5,039,391	4,648,166	92.2%
居住系サービス	633,997	620,314	97.8%	639,550	627,440	98.1%
施設サービス	2,691,196	2,582,971	96.0%	2,692,688	2,702,204	100.4%
合計	8,139,652	7,735,522	95.0%	8,371,629	7,977,810	95.3%

第4章 計画の基本目標等

1 計画の基本理念

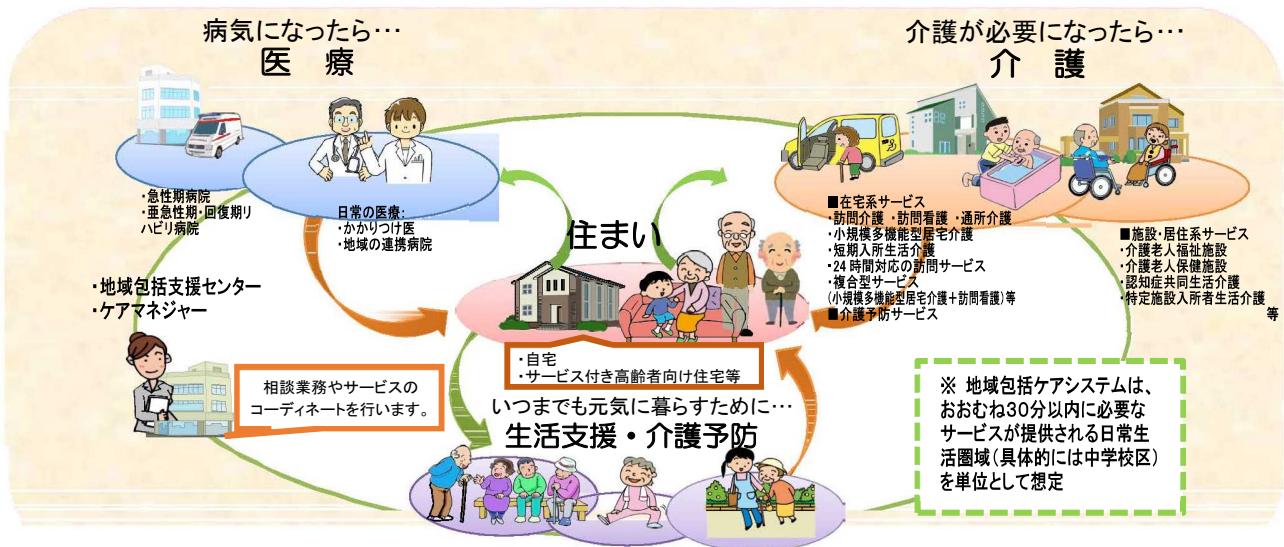
少子高齢化が進み長寿社会が続く中、高齢者が自ら健康づくり・介護予防に努め、地域社会で生きがいを持って活躍し、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で人とのつながりを保ちながら、自分らしい生活を人生の最期まで続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、地域包括ケアシステム^{※1}を構築していくことが重要です。

また、地域共生社会の実現に向けて、市民と行政が協働し、公的な支援とあいまって、地域や個人が抱える複合的かつ複雑な市民ニーズに応えることができるよう、包括的な支援体制をより強固にすることが求められています。市民が地域社会とつながりながら、医療・介護に限らず、障害福祉や子育てなど様々な必要な支援が受けられる体制を整備することが重要です。地域共生社会は、「支える側」と「支えられる側」の役割を固定せず、地域の中で人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、世代を超えて支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のつながりを強化し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる包摂的な地域や社会の実現を目指すものです。

このような背景を受け、本市においても住民の方が生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるよう、本計画における基本理念は、第8期計画を継承し、「地域の支え合いの中で高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり」とします。地域共生社会の実現に向け、介護サービス基盤の計画的な整備とそれらを支える介護人材を確保しつつ、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するため、高齢者福祉施策をより一層展開します。

地域の支え合いの中で 高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくり

地域包括ケアシステムの姿



老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO 等

※図は厚生労働省ホームページから作成

※1 地域包括ケアシステム：介護や支援を必要とする状態となっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを切れ目なく一体的に提供する仕組み

2 計画の基本目標と重点課題

基本理念に基づき、第9期における基本目標と重点課題を次のとおり設定します。

基本目標1 介護予防・健康づくりの推進

市民の健康寿命の延伸に向けて、ニーズに即した情報提供等により市民の健康に対する意識を高めるとともに、通いの場の充実や教室・講座の開催などにより、効果的な介護予防・健康づくりを推進します。

また、専門職によるサービスに加えて、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進によって、要支援者の自立支援・重度化防止を図ります。

【重点課題】

- ◎健康寿命の延伸に向けた高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ◎PDCAサイクルに沿った柔軟な介護予防の実施（データの利活用、総合事業の対象者・単価の弾力化等）
- ◎身近で日常的な介護予防の体制づくり（地域介護予防活動支援事業の推進等）
- ◎多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進

基本目標2 地域での自主的な活動の発掘と支援

住み慣れた地域で、高齢者が孤立せず、いきいきと暮らす地域共生社会の実現に向けて、社会資源や多様な主体による活動の把握に努めるとともに、社会参加のきっかけづくりや地域での支え合い活動を支援し、地域住民による自主的な活動を支援します。

また、これらの活動を支える支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすことができる健康長寿の地域づくりを目指します。

さらに、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯の増加により生活支援の必要性が高まっている中、地域住民が主体となり、地域での支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）やボランティア等がそれぞれに役割を担い、見守り合い、集いの場づくり、移動・外出支援や生活支援など生活支援体制整備の充実・強化を図ります。

【重点課題】

- ◎多様な主体による活動の発掘・支援
- ◎地域共生社会の実現を目指した地域福祉活動の推進（地域福祉計画における取組の推進等）
- ◎地域づくりにおける生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）やボランティア等による支援
- ◎住民主体による生活支援の仕組みづくりへの支援

基本目標3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供

高齢者が住み慣れた地域で、良質な介護保険サービスを受けることができ、介護者も仕事と介護の両立が図れるよう、**中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、地域の実情に応じたサービス基盤の確保に努めるとともに**、介護保険サービス（フォーマルサービス）とそのほかの生活支援サービス（インフォーマルサービス）を組み合わせながら、生活の継続を支援する体制を整備します。

また、適切なサービスが提供できるよう、介護職員の負担軽減、**介護の職場の魅力発信等により、専門性を生かしながら働き続けられる環境づくりや、医療・介護を担う人材が互いに連携しながら、いきいきと働いている姿を発信することにより**、介護人材の確保・育成を図ります。

さらに、要介護認定の適正化、**ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査、住宅改修・福祉用具購入・貸与の点検**、医療情報との突合・縦覧点検、**介護給付費通知**など、介護給付の適正化に努めます。

【重点課題】

- ◎需要の**拡大**に応じたサービス基盤の整備と**介護人材の確保**
- ◎介護人材の確保と介護現場のICT化、デジタル化等による生産性の向上
- ◎国や県、庁内関係部局と連携した介護と仕事の両立に向けた啓発
- ◎住み慣れた地域で介護を受けられるよう、地域密着型サービスの整備（**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等の整備**）

基本目標4 生きがいづくりと安心づくり

就労や生涯学習、スポーツをはじめ、様々な社会参加活動の推進を通じて、高齢者が自己の能力を十分発揮し、活躍できる場や生きがいを持って暮らすための環境づくりを目指すとともに、高齢者が安心して在宅で暮らし続けていくために必要な移動・外出支援の取組を進めます。

また、近年の自然災害に伴う市民生活への影響を勘案し、防災に関する周知啓発や、福祉避難所の円滑な運営に資する取組を進めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響への対応を踏まえ、アフターコロナにおいても利用者の日常生活をしっかりと支援できるよう、介護サービス事業所間の相互応援システムの構築・運営や、感染予防の周知啓発、介護サービス事業者に対する研修の実施や資機材の提供などの取組を進めます。

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）に基づいた運営を支援していきます。

【重点課題】

- ◎シルバー人材センターへの支援
- ◎移動・外出支援の充実
- ◎自然災害時に対応できる支援体制づくり
- ◎**新型コロナウイルス感染症に強いサービス基盤づくり**
- ◎**介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）に基づいた運営の支援**

基本目標5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備

高齢者が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、地域包括支援センターをはじめ関係機関のネットワークによる、属性や世代を問わない包括的な相談支援の体制づくりを進めます。「治し、支える」在宅医療と、個別ニーズに寄り添った介護サービスや住まい、生活面での支援が、それぞれの機関が役割分担しながら相互に連携して、地域で完結して提供される体制の実現を目指します。適切な医療・介護を受けることができるよう、健康・医療・介護情報に関する安全・安心の情報基盤の整備も進めていく必要があります。

また、認知症の「予防」に向けた早期発見・早期受診や、認知症の方を地域で見守り合うネットワークづくり等に努めるとともに、認知症に対する地域の理解促進・啓発活動、認知症の人やその家族が参加できる「認知症カフェ」等の通いの場の充実に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

【重点課題】

- ◎高齢者に対する介護・保健・福祉の総合相談体制の充実、包括的な支援体制の整備（総合相談支援、地域ケア会議の充実等）
- ◎在宅医療・介護連携の推進（ことう地域チームケア研究会等）、虐待防止や権利擁護の充実（権利擁護サポートセンター等）、認知症施策の推進（認知症初期集中支援チーム、彦根市認知症HOTサポートセンター等）
- ◎成年後見制度の利用促進
- ◎認知症「共生」「予防」の推進（普及啓発の取組や通いの場の充実等）

3 計画の施策体系

基本目標	施策	事業・取組
1 介護予防・健康づくりの推進	(1)地域における健康づくりの推進	特定健康診査など制度や事業の周知
		がん検診の推進
		市民健康相談・健康教室の実施
		「ひこね元気計画21(第3次)」の推進
		こころの健康づくり
	(2)介護予防の普及と啓発(一般介護予防事業)	介護予防普及啓発事業
		地域介護予防活動支援事業
		一般介護予防事業評価事業
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
(3)介護予防・生活支援サービスの推進	地域リハビリテーション活動の支援	
	介護予防ケアマネジメント業務	
	訪問型サービス(現行型、緩和型、住民主体型、短期集中型)	
	通所型サービス(現行型、緩和型、住民主体型、短期集中型)	
2 地域での主体的な活動の発掘と支援	(1)支え合いの心を育む環境整備	学校教育における福祉教育
		パンフレットやチラシ等による啓発
		社会福祉協議会の活動支援
		民生委員などの活動支援
		福祉を学ぶ機会の充実
	(2)ボランティア活動等の社会参加の促進	地域福祉活動の推進
		ボランティア活動の促進
		福祉講座・地域福祉懇談会の開催
		福祉情報・NPO 情報の提供
	(3)高齢者組織の支援	介護支援ボランティア活動の周知
		老人クラブ活動支援事業
	(4)高齢者の就業支援	シルバー人材センターへの支援
		宅老所整備運営支援事業
(5)見守り合い、集いの場づくり	生活支援体制整備の充実	
	身近な地域での生活支援体制の整備	
3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供	(1)人材とサービス基盤の確保	介護人材確保への支援
		地域福祉人材確保事業
		自立支援・重度化防止を重視した地域ケア会議の実施
		在宅サービスの確保
		施設サービスの確保
		地域密着型サービスの確保
		介護離職ゼロにつなげる取組の推進
		地域医療構想との整合
		共生型サービスの提供
		包括的継続的マネジメント支援によるサービスの質の向上
		低所得者に対するサービスの確保
	(2)虚弱高齢者および家族介護の支援	災害・感染症対策に係る体制整備
		配食サービス事業
		住宅改修支援事業
		小規模住宅改修事業
		緊急通報システム事業
	(3)介護給付の適正化の推進	おむつ等購入費助成事業
		家族介護者への支援
		要介護認定の適正化
		ケアマネジメントの適正化
		縦覧点検・医療情報の突合
	住宅改修の点検	
	給付費通知の送付	

基本目標	施策	事業・取組	
4 生きがいづくりと安心づくり	(1) 生きがいづくり	老人福祉センター運営事業 地域に開かれた学校づくりの推進 生涯学習における福祉教育 スポーツ機会の提供	
	(2) 生活環境の整備	ユニバーサルデザインの啓発 高齢者にやさしい交通環境の確保 移動・外出支援の充実	
	① 自分らしい暮らしを支える福祉のまちづくりの推進	② 防災・防犯体制の充実と感染症対策の実施	災害時避難行動要支援者制度の推進
			防災体制の整備
			防犯・防災知識の普及
			福祉避難所の確保と機能整備
			火災予防の充実
			交通安全の推進
			防犯体制の充実
			消費者相談の充実
			災害・感染症対策に係る体制整備[再掲]
			地域包括支援センターの体制の充実
			総合相談支援業務
			虐待防止を含む権利擁護業務
多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			
地域ケア会議			
重層的支援体制整備事業			
PDCAサイクルによる事業評価の実施			
5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化	ことう地域チームケア研究会等を通じた多職種連携推進 在宅医療福祉体制の整備 在宅医療福祉や看取りに関する普及啓発 在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携	
	(2) 在宅医療福祉の推進	虐待防止に関する啓発 成年後見制度の周知と利用促進 各種権利擁護事業の利用促進	
	(3) 虐待防止や権利擁護等の充実	認知症サポーター養成講座の開催 認知症サポーターステップアップ講座の開催 市民への普及啓発 キャラバン・メイトの養成と研修会の開催	
	(4) 認知症施策の推進	認知症対策のネットワークづくり 認知症 SOS 安心ネットワーク事業 認知症の早期気づきと早期受診 医療・介護・地域の連携促進 彦根市もの忘れHOT安心ガイド(認知症ケアパス)の普及 認知症カフェの設置 家族介護者への支援[再掲]	

第5章 施策の展開

基本目標1 介護予防・健康づくりの推進

高齢化の進展に加え、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、地域のつながりがさらに弱まり、令和7年(2025年)はもとより令和22年(2040年)に向けて介護サービス需要がさらに増加、多様化していくことが見込まれています。

国においても、健康寿命の延伸(2025年までに2歳延伸)を目標として掲げており、地域支援事業、健康づくりと介護予防の推進により、地域で暮らし続けるための社会参加を軸として、取組を推進していく必要があります。

本市では、これまでも生活習慣病の発症予防や介護予防事業などの取組を進めてきましたが、今後も健康寿命の延伸に向けて、ニーズに即した情報提供等により市民の健康に対する意識を高め、健診体制の充実を図るとともに、通いの場の充実や介護予防に関する教室・講座の開催などにより、効果的な介護予防・健康づくりを推進します。

また、身体機能、生活機能の低下のおそれのある高齢者や要支援者等の自立支援・重度化防止を図るため、専門職による現行型・緩和型の訪問型サービス、通所型サービスに加え、シルバー人材センター等の地域の多様な担い手による住民主体型の介護予防・生活支援サービスを推進します。

(1) 地域における健康づくりの推進

高齢期にいきいきと充実した生活を送るためには、一人ひとりが健康づくりに対して積極的に取り組むことが重要です。健康づくりの重要性の広報・周知に力を入れるとともに、疾病を起因とする寝たきりや認知症等にならないよう、「ひこね元気計画21(第3次)」等に基づきながら、特定健康診査やがん検診の受診促進、健康相談・健康教室の実施等を通じて、日頃から市民の健康づくりに努めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
特定健康診査など制度や事業の周知	生活習慣病の予防に着目した特定健診、特定保健指導を、彦根医師会、保健・福祉等関係各課と連携を図りながら実施するとともに、第2期データヘルス計画に基づき、過去の特定健診受診歴・レセプト情報を正確に分析することで、地域の健康課題を明確にし、現状により適した保健事業を推進していきます。	保険年金課
がん検診の推進	生活習慣病や生活機能低下の早期発見・早期治療のため、健康診査およびがん検診(肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診)の受診を勧奨するとともに、これまでに取り組んできたバック健診、土曜日の受診日の設定、24時間予約受付など受診しやすい環境づくりを継続します。	健康推進課

事業・取組	今後の計画	主担当
市民健康相談・健康教室の実施	市民の健康増進や生活習慣病等の予防を図るため、医療機関等と連携し、心身の健康に関する個別相談や健康に関する知識を市民に広く提供し、実施率の向上を図ります。 また、健康推進員とともに地区ごとにテーマを考えるなど地域に根ざした健康づくり活動に取り組みます。	健康推進課
「ひこね元気計画 21（第3次）」の推進	健康寿命を延ばすために、「ひこね元気計画21（第3次）」に掲げる目標値の達成に向け、市民団体や事業所等と連携し、進捗管理を行いながら市民の健康づくりを推進します。 また、地域と人を育む食の推進のため、食に対する意識の向上や食品、食材の安全・安心の確保等に取り組みます。	健康推進課
こころの健康づくり	地域においてうつ予防に関する出前講座の開催、広報での啓発等を行い、うつの予防・改善に努めます。	健康推進課 障害福祉課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
特定健康診査など制度や事業の周知	特定健康診査の受診率	42.8	60	%		保険年金課
こころの健康づくり	相談員や地域における「ゲートキーパー養成研修」の開催回数	2	7	回/年		障害福祉課

(2) 介護予防の普及と啓発(一般介護予防事業)

高齢者全体を対象として、介護予防に関する啓発、身近で日常的な地域介護予防活動支援、地域リハビリテーション支援など、一般介護予防事業を推進します。

事業・取組	今後の計画	主担当
介護予防普及啓発事業	高齢者が自主的な介護予防活動を行えるよう、老人クラブや民生委員、自治会等を対象に介護予防に関する出前講座を開催し、運動機能や栄養面など何らかの課題を抱えた高齢者を早期に把握し予防活動につなげるため、チェックリストを実施し、予防方法について啓発を行います。また、一人ひとりの意識の向上を進めていくため、広報紙等による啓発を行います。	高齢福祉推進課
地域介護予防活動支援事業	金亀(根気)体操の輪がさらに広がるよう、今後も引き続き介護予防運動指導員養成講座を開催し、地域で活動する介護予防運動指導員の養成を図ります。また、金亀体操を実施する団体が継続的に活動できるよう支援を行います。	高齢福祉推進課
一般介護予防事業評価事業	介護予防事業の改善のため、事業の実施状況や効果等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。	高齢福祉推進課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	通いの場等への健康教室、健康相談等の積極的関与(ポピュレーションアプローチ)および低栄養防止、生活習慣病の重症化予防等を行う個別支援(ハイリスクアプローチ)により、健康寿命の延伸とQOL(生活の質)の維持向上に取り組みます。	高齢福祉推進課
地域リハビリテーション活動の支援	あらゆる支援者が、地域リハビリテーションの概念を理解し、対象者へ自立支援のためのリハビリについてわかりやすく提供できるように、通所、訪問、地域ケア会議、住民通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。	高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度(2019)(現状)	令和5年度(2023)(目標)	単位	備考	課名
地域介護予防活動支援事業	金亀体操グループ数	109	130	団体/年		高齢福祉推進課

(3) 介護予防・生活支援サービスの推進

多様な介護予防・生活支援のニーズに対応し、専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスを提供できるよう努めるとともに、利用するサービスや支援を自ら選択できるよう、多様な担い手による多様なサービスや住民主体の支援等との組み合わせを創出します。

また、データの利活用、介護予防・生活支援サービス事業の対象者・単価の弾力化等により、PDCAサイクルに沿った柔軟な介護予防の実施に取り組みます。

事業・取組	今後の計画	主担当
介護予防ケアマネジメント業務	要支援認定者等に対して、介護予防・生活支援サービス事業の他、一般介護予防事業やインフォーマルな生活支援サービスなど、要支援認定者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行います。このため、今後も研修会の開催などケアマネジメント能力の向上に努めます。	高齢福祉推進課
訪問型サービス（現行型、緩和型、住民主体型、短期集中型）	訪問型サービスとして、現行型と緩和型のサービスを提供し、利用者が自立した生活を送れるように支援を行います。また、住民主体の生活支援を行うことで、利用者が地域において自立した生活を送れるよう支援を行います。さらに、短期集中型としては、短期集中型通所型サービス対象者にリハビリ専門職による訪問を実施し、生活特性に応じた支援を行い、生活機能の向上につなげます。	高齢福祉推進課
通所型サービス（現行型、緩和型、住民主体型、短期集中型）	通所型サービスとして、現行型のほか、緩和型のサービスを提供し、自立した生活を送れるように支援を行います。また、短期集中型として、リハビリ専門職が関わることで安心して参加できる運動機能向上のための教室を開催します。運動を通して参加者の生活機能向上に対する意欲を引き出す助言や指導を行います。	高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
訪問型サービス(現行型、緩和型、住民主体型、短期集中型)	短期集中型参加者のうち運動を継続している人の割合	81	85	%	終了3か月後の運動継続者の割合(3か年平均値)	高齢福祉推進課
通所型サービス(現行型、緩和型、住民主体型、短期集中型)						

基本目標2

地域での主体的な活動の発掘と支援

住み慣れた地域で、高齢者が孤立せず、いきいきと暮らす地域共生社会の実現に向けて、社会資源や多様な主体による活動の把握に努めるとともに、社会参加のきっかけづくりや地域での支え合い活動を支援し、地域住民による主体的な活動を支援します。

また、これらの活動を支える支援体制を構築し、支え合いの心が一人ひとりの市民に芽生え、根付くよう、彦根市社会福祉協議会とともに地域福祉活動を推進します。

さらに、地域住民が主体となり、地域での支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターやボランティア等がそれぞれに役割を担い、見守り合い、集いの場づくり、移動・外出支援や家事援助など生活支援体制整備の充実・強化を図ります。

(1) 支え合いの心を育む環境整備

市民が支え合いの心を育めるよう、学校教育における福祉教育を進めるとともに、社会福祉協議会や民生委員の活動等を通じて、福祉に関する啓発および社会活動を推進しており、今後も事業・取組の継続と充実を図ります。

事業・取組	今後の計画	主担当
学校教育における福祉教育	福祉活動や学習を計画的・継続的に進め、将来にわたる福祉活動につながる学習や各自ができることを自主的に学ぶ教育を推進します。また、身近な地域にある施設や地域人材を生かした取組を進めます。	学校教育課
パンフレットやチラシ等による啓発	ホームページや広報紙の活用を図るとともに、彦根市社会福祉協議会には、小地域福祉活動などの福祉活動の推進を通して必要なところに必要な情報が届く取組を要請します。	社会福祉課
社会福祉協議会の活動支援	彦根市社会福祉協議会が策定する第2次地域福祉活動計画や学区（地区）住民福祉活動計画に沿って、活動の具体化に向けた取組を支援します。	社会福祉課
民生委員などの活動支援	民生委員・児童委員が地域で行う各種相談・支援活動や地域活動、また、それぞれの活動を行う上で必要な知識や技術を習得するための各種研修事業および委員の資質向上などの事業に支援を行います。	社会福祉課
福祉を学ぶ機会の充実	地域での支え合いや見守り合いへの理解を高め、行動へとつなげていくため、彦根市社会福祉協議会が感染症対策に留意しながら実施する地域（自治会、学区）や学校、事業所などへの福祉学習や福祉に触れ合う機会の充実に向けた取組を支援し、地域福祉の向上を図ります。	社会福祉課

事業・取組	今後の計画	主担当
地域福祉活動の推進	地域福祉活動の推進を通じた福祉学習や福祉に触れ合う機会の充実に努め、自治会や学区における地域福祉の向上を図ります。	社会福祉課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
学校教育における福祉教育	福祉教育実施校数	24	24	校/年		学校教育課
パンフレットやチラシ等による啓発	ホームページアクセス件数	88,999	93,000	件	福祉保健部のホームページへの年間アクセス件数	社会福祉課
社会福祉協議会の活動支援	学区(地区)住民福祉活動計画推進会議(協議体)の開催数	50	50	回		社会福祉課 高齢福祉推進課
民生委員などの活動支援	民生委員・児童委員の活動日数	36,995	37,000	延べ日数		社会福祉課

(2) ボランティア活動等の社会参加の促進

市内のボランティア団体の活動やボランティアが必要な団体、事業所、個人への支援を行う彦根市社会福祉協議会に対して支援を行うとともに、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯の増加により生活支援の必要性が高まっていることから、今後もボランティア活動の活性化や周知を図ります。そして、元気な高齢者の活躍等多様な主体による活動を発掘・支援します。

事業・取組	今後の計画	主担当
ボランティア活動の促進	<p>ボランティアの発掘や育成のため、彦根市社会福祉協議会のボランティアセンター機能の活性化を図ります。また、地域福祉活動の担い手の育成や総合的な福祉関連情報の提供機能の強化、および住民等の活動参加を図るための研修会等を開催し、住民等による互助を支援します。</p> <p>さらに、より気軽にボランティア活動に参加してもらいやすい場・機会として、ボラカフェやプチ講座の充実を図り、ボランティア情報の発信や活動者の交流の場づくりも進めます。併せて、元気な高齢者をはじめボランティアの活躍の場づくりを進めていくため、シルバー人材センターやひこね市民活動センター等のほか、市内の施設等との情報共有やネットワークづくりを図ります。</p>	社会福祉課
福祉講座・地域福祉懇談会の開催	<p>福祉やボランティアに関する理解を深めるとともに、彦根市社会福祉協議会が学区（地区）社会福祉協議会と協働で感染症対策に留意しながら実施する福祉講座や地域福祉懇談会への支援を行い、地域ごとの課題やニーズに沿った福祉ボランティア活動の推進を図ります。</p>	社会福祉課
福祉情報・NPO 情報の提供	<p>地域福祉活動等の情報を広報紙やインターネット等を通じて提供するとともに、彦根市社会福祉協議会の小地域福祉活動やボランティア活動支援への助成を行います。</p>	社会福祉課
介護支援ボランティア活動の周知	<p>高齢者への助け合い活動やボランティア活動の促進となるよう、ボランティアサークルなどに「美しいひこね創造活動」の周知および登録を呼びかけます。</p>	まちづくり推進室

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度(2019)(現状)	令和5年度(2023)(目標)	単位	備考	課名
ボランティア活動の促進	福祉に関わるボランティア講座(養成・スキルアップ)や参加・交流の場の実施数	6	60	回		社会福祉課
福祉講座・地域福祉懇談会の開催	福祉講座・福祉教育の出前講座の実施数	133	150	回	彦根市社会福祉協議会職員または外部講師による福祉講座・福祉教育の出前講座の実施数	社会福祉課
福祉情報・NPO情報の提供	地域福祉活動やボランティア活動に関する情報の発信回数およびフォロワー数	414	450	回	市社協広報や公式ツイッター、フェイスブック等での情報発信回数	社会福祉課
		694	1,000	人	市社協公式ツイッター等のフォロワー数	

(3) 高齢者組織の支援

高齢者が生きがいづくりや健康づくりなどの社会参加を通じて、豊かな高齢期を送ることができるよう、クラブ活動への助成を行い、今後も地域の更なる活性化に向けて、新規会員獲得と魅力づくりに向けた活動への支援に努めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
老人クラブ活動支援事業	地域の老人クラブや彦根市老人クラブ連合会の新規会員獲得と魅力づくりに向けた活動を支援します。 また、高齢者が「支えられる側」から「支える側」に回り、地域を支える重要な担い手として活躍できるよう、必要な情報の提供を行い、老人クラブが行う事業に対して補助金を交付します。	高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度(2019)(現状)	令和5年度(2023)(目標)	単位	備考	課名
老人クラブ活動支援事業	市ホームページで紹介する老人クラブの割合	0	100	%	ホームページ掲載老人クラブ数/全老人クラブ数	高齢福祉推進課

(4) 高齢者の就業支援

今後ますます高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口が減少していくことから、介護・福祉職等の人材確保が望みにくい状況が予想され、支え手として地域で活躍できる高齢者やボランティア等の人材が求められています。

豊かな経験と知識や技術を生かした就労の場を確保するとともに、高齢者個人の特性や希望に合わせた活躍の機会につなげるための仕組みづくりを進めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
シルバー人材センターへの支援	高齢者が働くことを通じて、社会参加の喜びを得るとともに、健康の維持増進につなげていくために、シルバー人材センターの活動を支援します。	高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
シルバー人材センターへの支援	会員数の割合	4.0	4.2	%	会員数/人口(65歳以上)	高齢福祉推進課

(5) 見守り合い、集いの場づくり

民生委員・児童委員をはじめ、地域住民が主体となり、地域での支え合いづくりを推進するため、生活支援コーディネーター、ボランティア等がそれぞれに役割を担い、見守り合い、集いの場づくり、移動・外出支援や生活支援など生活支援体制整備の充実・強化を図ります。

地域での交流の場である彦根市やすらぎふれあいの館（宅老所）は、NPO 法人やボランティア団体などを中心に運営され、高齢者が気軽に過ごせる場となっており、高齢者の閉じこもりや要介護状態等への防止、心身の健康の保持につながっています。今後も地域での交流が図られるよう、宅老所の整備に向けた支援に努めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
宅老所整備運営支援事業	高齢者の閉じこもりや、要介護状態等になることを防止するとともに、その心身の健康を保持するために彦根市やすらぎふれあいの館（宅老所）について、周知を図り利用者の増加および持続可能な運営に努めるなどの支援を行います。 また、生活支援コーディネーターと連携を図り、住民の居場所となるサロン等の活動への働きかけを通じて新規開設を促します。	高齢福祉推進課
生活支援体制整備の充実	第1層（市全域）および第2層（生活圏域）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の資質向上を図りながら、第1層協議体と、第2層協議体（住民福祉活動推進会議）の開催を通じ、生活圏域における支え合いの仕組みづくりを推進します。	高齢福祉推進課
身近な地域での生活支援体制の整備	自治会、学区（地区）社会福祉協議会や老人クラブなど、地縁組織を核とした、地域における見守り合い、集いの場づくり、移動支援や生活支援など助け合いの生活支援体制づくりを進めていきます。	高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
身近な地域での生活支援体制の整備	月1回以上開催される集いの場（サロン）の設置数	175	191	か所		高齢福祉推進課
	見守り合い活動推進事業取組団体数	141	150	団体		社会福祉課

基本目標3

ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供

本市の介護サービスのあり方は、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実を主軸に置きつつ、重度の要介護認定者や一人暮らし等により自宅での生活の継続が困難な方が増えている状況を踏まえ、需要に応じた施設・居住系サービスの充実を図っていくものです。また、高齢者のニーズに適切に対応できるようサービス基盤を整備していく上では、介護の職場の魅力発信等を通じて、介護人材の確保・育成を図ることも重要です。

高齢者等や介護支援専門員（ケアマネジャー）へのアンケート調査の結果を有効活用し、必要なサービスの確保および質の向上を図ります。

(1) 人材とサービス基盤の確保

要介護者の増加に伴い、適切な介護サービスを継続的に提供していくためには、介護人材の確保が重要な課題となっています。また、地域密着型サービスや医療的ケアに対応したサービスなど基盤強化の充実が求められているとともに、施設サービスについては、入所を希望する待機者の解消が課題となっています。

そのため、今後も関係部局と連携して介護の職場の魅力発信や福祉に関心のある学生へのアプローチ、福祉の職場と求職者のマッチング支援などを通じて、引き続き人材確保に向けた支援に努めるとともに、必要なサービス基盤の確保を進めます。併せて、サービスの質の向上のため、必要な情報提供や研修の実施などの支援も行います。

また、国や県、庁内関係部局との連携による介護と仕事の両立に向けた支援や介護サービスの充実による介護離職ゼロの実現に向けた取組、地域医療構想との整合、多職種協議による地域の課題の共有やその解決に向けた検討、高齢者や障害者がともに利用できる共生型サービスの提供、低所得者の負担軽減に関する周知の強化、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対策の実施など、多様な視点からのサービスの充実に努めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
介護人材確保への支援	福祉職場啓発パンフレットを作成・配布するなど多様な広報媒体による周知や、児童・生徒等へのアプローチによる福祉職場の魅力発信など、介護分野で働く人材確保につながる取組を行います。また、介護現場の文書に関する負担軽減につながる取組について検討します。	高齢福祉 推進課
地域福祉人材確保事業	湖東圏域の市町が共同で、福祉の職場と求職者のマッチングを支援する福祉の職場説明会や介護職員に対する職場への定着支援研修を開催し、関係部局と連携して効果的な周知方法や開催時期等について検討しながら、人材確保に努めます。	高齢福祉 推進課 障害福祉課

事業・取組	今後の計画	主担当
自立支援・重度化防止を重視した地域ケア会議の実施	地域ケア会議にて軽度者の自立支援を促す支援の検討を実施します。また、軽度者を対象とする介護サービスについては、利用者一人ひとりの自主性・継続性を重視した介護予防につながるサービスの提供を促します。	高齢福祉 推進課
在宅サービスの確保	住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、サービスの確保に努めるとともに、事業者や介護職員に対する研修指導を強化し、サービスの充実を図ります。	高齢福祉 推進課
施設サービスの確保	市内の既存施設や近隣自治体とのバランスも考慮しつつ、安定した運営が可能となるよう人材不足の状況の改善を図りながら、適正な整備に努め、入所待機者の解消に努めます。	高齢福祉 推進課
地域密着型サービスの確保	サービスの一層の普及・啓発および人材確保や離職防止に努めるとともに、認知症ケアや医療的ケアなどのニーズに対応するため、在宅生活の継続につながる地域に密着したサービスの確保に努めます。	高齢福祉 推進課
介護離職ゼロにつなげる取組の推進	介護離職ゼロにつながる介護サービスの充実に努めるとともに、介護者に対する相談支援の充実を図ります。新型コロナウイルス感染症関連を含め、従業員の介護離職を抑制できるよう、介護休暇や介護と仕事の両立に関する情報や制度について、国や県と連携し、パンフレット等の窓口配布や事業所への配布による周知・啓発に取り組みます。	高齢福祉 推進課 地域経済 振興課
地域医療構想との整合	地域医療構想との整合を図りつつ、多職種による協議の場である「在宅医療福祉仕合わせ検討会」での課題の共有および課題解決方法の検討を進めながら、在宅医療と介護サービスの提供体制の調整および確保に努めます。	高齢福祉 推進課
共生型サービスの提供	障害福祉および介護保険担当課が連携し、障害児者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス事業所」の設置に向けて、制度の周知を図ります。	高齢福祉 推進課 障害福祉課
包括的継続的マネジメント支援によるサービスの質の向上	地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議や研修会を開催し、利用者にとって適正なケアプランが作成され、必要なサービスが提供されるよう、介護支援専門員等の資質向上のための支援を行います。 また、介護従事者の資質の向上を図るため、介護福祉士の資格取得および初任者に係る助成を行います。	高齢福祉 推進課

事業・取組	今後の計画	主担当
低所得者に対するサービスの確保	低所得者に対するサービスの確保に資するよう、介護保険の利用者負担を軽減するための補給給付を行うとともに、社会福祉法人等が生活困難者の利用者負担軽減を行った場合、軽減を行った事業者の軽減に要する経費の一部を補助します。	高齢福祉推進課
災害・感染症対策に係る体制整備	介護サービス事業所等と連携して、防災対策や相互応援システム等による感染症対策を進め、サービスの提供が継続できるよう取り組みます。また、感染症等に対する偏見や人権問題についての周知啓発・研修等を実施するとともに、資機材の提供等を行います。 平時からのICTを活用した会議の実施等、災害・感染症対策として有効な業務のオンライン化についても対応できるよう取組を進めます。	高齢福祉推進課 危機管理課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度(2019)(現状)	令和5年度(2023)(目標)	単位	備考	課名
地域福祉人材確保事業	福祉の職場説明会参加者のうち就職に結びついた人数	5	12	人		高齢福祉推進課
地域密着型サービスの確保	地域密着型サービス事業所数	58	63	事業所		高齢福祉推進課

(2) 虚弱高齢者および家族介護の支援

高齢者の地域における自立した生活を継続するために、高齢者が暮らしやすい住まいづくりに対する支援や、日常生活の不安解消と安全の確保に向け、今後も必要な生活支援サービスの実施を継続します。

また、高齢者を介護する家族に対しても、その負担を軽減するための支援の充実および活動の周知に努めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
配食サービス事業	独居の高齢者および高齢者のみの世帯等に対し、食事を定期的（昼食のみ）に提供することで、栄養改善および安否確認を図るとともに、費用の一部を助成します。また、必要な方が配食サービスを利用しやすいようにホームページや介護支援専門員へ定期的な周知を行います。	高齢福祉推進課

事業・取組	今後の計画	主担当
住宅改修支援事業	加齢や疾病により、生活動作に支障がある高齢者に対し、在宅での動作が安全・安心にできるよう、住宅の改修について相談・援助を行います。	高齢福祉推進課
小規模住宅改修事業	日常動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動を容易にするための小規模な住宅改造に必要な経費を助成するとともに、制度の周知に取り組みます。	高齢福祉推進課
緊急通報システム事業	緊急時の通報手段が必要と認められた高齢者に対し、緊急通報装置を設置し、近隣協力員等の協力による緊急通報体制の整備を行います。また、設置台数の増加に向けて民生委員・児童委員との連携などにより、効果的な周知を図ります。	高齢福祉推進課
おむつ等購入費助成事業	日常的におむつ等を使用している高齢者の在宅生活を支え、要介護状態等の軽減や悪化を防止するため、おむつ等の購入費の一部を助成します。また、利用者のニーズを踏まえ、支給方法等について見直します。	高齢福祉推進課
家族介護者への支援	主に認知症等の家族介護者の精神的負担の軽減と介護知識や技術の習得を図るため、介護家族のつどい「ほっこり、ほっこり・らぶ」の定例のつどいや特別講座等の活動の支援を行います。また、同じ悩みを持つ方々が参加してもらいやすいよう、引き続き活動の周知を図ります。	高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
緊急通報システム事業	緊急通報システム出勤率	100	100	%	出勤件数／通報件数	高齢福祉推進課

(3) 介護給付の適正化の推進

介護サービスを必要とする者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促す介護給付の適正化は必要不可欠であり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する取組を推進します。

事業・取組	今後の計画	主担当
要介護認定の適正化	適正な認定を行うため、市から居宅介護支援事業所への委託により実施された調査票の事後点検を実施します。 また、適正な調査の実施、調査票作成のため認定調査員への研修を実施し、調査技術の適正化・向上を図ります。	高齢福祉 推進課
ケアマネジメントの適正化	国保連合会システムから提供される各種帳票を用いて、居宅介護支援事業所に対しケアプラン点検を実施することにより、適切なケアマネジメントの重要性を促し、ケアプランの資質向上および介護支援専門員の適正給付の意識付けにつなげます。	
縦覧点検・医療情報の突合	国保連合会からのデータを基に医療費との突合や、国保連合会への委託により介護サービス種別間で重複がないか縦覧点検を実施することにより、医療と介護の重複、請求誤りの早期発見を図り、過誤申立につなげます。	
住宅改修の点検	住宅改修の事前申請時や完了時における図面、見積書、写真等による点検を実施することにより、不適切な給付費の支給の未然防止を図ります。	
給付費通知の送付	介護保険サービスを利用した被保険者に対し、年2回介護給付費通知書を発送することにより、被保険者がサービス利用状況および自己負担額についての認識を深め、事業所の不正請求の発見を促し、抑制につなげます。	

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での 評価指標	令和元 年度 (2019) (現状)	令和5 年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
要介護認定の適正化	調査票の点検	100	100	%	実施件数/ 委託件数	高齢福祉 推進課
ケアマネジメントの適正化	ケアプラン点検	100	100	%	実施件数/ 点検必要数	高齢福祉 推進課
縦覧点検・医療情報の突合	国保連への委託、データを活用した突合	100	100	%	実施件数/ 総件数	高齢福祉 推進課
住宅改修の点検	写真等による点検	100	100	%	実施件数/ 申請数	高齢福祉 推進課
給付費通知の送付	給付費通知送付	100	100	%	実施件数/ サービス利用者数	高齢福祉 推進課

基本目標4

生きがいづくりと安心づくり

高齢者が地域社会で生きがいや充実感を持った生活を送れるよう、様々な生きがい活動を推進し、身近な場所において、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加できる環境づくりを進めます。また、誰もが住みよいまちを目指し、まちのユニバーサルデザインを推進するとともに、高齢者向け住まいの情報共有に努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響を踏まえ、利用者の日常生活をしっかり支援できるよう介護サービス事業所間の相互応援システムの構築・運用や、感染予防の周知啓発、介護サービス事業者に対する研修の実施や資機材の提供などの取組を進め、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

(1) 生きがいづくり

生涯学習やスポーツをはじめ、高齢者の活動の場の充実により、一人ひとりの関心に応じた多様な生きがいの創出が一層求められています。

また、昼間独居の高齢者が増加する中で、閉じこもりの予防や、子どもを含む多世代の住民同士の交流の機会を確保するなど、高齢者の生きがい対策を推進するとともに、広報やイベントの開催等を通じ、活動に参加することで生まれる楽しさ（メリット）の周知啓発を強化します。

事業・取組	今後の計画	主担当
老人福祉センター運営事業	高齢者の生きがい創出のため、健康の増進、教養の向上およびレクリエーション活動を促進するとともに、各種相談に応じます。 また、地域で新たな交流を生み出すため、様々な媒体を使って広報を行うことで、利用者の増加を図り、各施設の特色を生かした魅力ある取組を推進します。	高齢福祉推進課
地域に開かれた学校づくりの推進	地域住民等が参画し、授業等における学習補助や教員の業務補助などの教育支援活動を推進する地域学校協働活動などを実施し、学校を支える地域の教育力として、高齢者の持つ知識や技術を活用するとともに、昔の知恵や地域の歴史・文化を身近に学ぶ機会を取り入れます。未来を担う子どもの成長を地域全体で見守るとともに、高齢者の自己実現や生きがいづくりの場として、多くの方が関わってもらえるよう、積極的な情報発信を行います。	学校教育課 生涯学習課
生涯学習における福祉教育	公民館において、高齢者を対象とした福寿大学講座を継続して開設し、アンケート調査等を基に高齢者のニーズを踏まえた、より多くの方に参加してもらえる学習機会の充実に努めます。	生涯学習課

事業・取組	今後の計画	主担当
スポーツ機会の提供	平成 29 年度(2017 年度)末に市民体育センターを閉館して以降、高齢者の健康の保持増進を目的としたスポーツ教室は会場をひこね燦ぱれす等に変更し、継続開催に努めてきました。令和4年度(2022 年度)中には、彦根市スポーツ・文化交流センターが開館予定であることから、新しいセンターを活用し、内容をより充実させたスポーツ教室を開催することで、スポーツ機会の創出を図ります。	スポーツ課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度(2019)(現状)	令和5年度(2023)(目標)	単位	備考	課名
老人福祉センター運営事業	利用者数	81	90	人/日	3館平均	高齢福祉推進課
地域に開かれた学校づくりの推進	学校教育活動に高齢者の知識や技術を活用した学校数	24	24	校/年		学校教育課
	地域学校協働活動のボランティア延べ日数	4,087	5,000	日/年		生涯学習課
生涯学習における福祉教育	地区公民館における福寿大学講座参加者数	639	1,400	人/年	直営公民館6館	生涯学習課
スポーツ機会の提供	シニア健康体操教室参加者数	178	240	人		スポーツ課

(2) 生活環境の整備

① 自分らしい暮らしを支える福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心して暮らし続けられるよう、道路、公園、建物などのバリアを解消し、誰もが利用しやすい生活環境の整備に努めるとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、県との連携を強化し、情報共有等を図ります。

また、高齢者の社会参加、活躍の場の充実を支える移動・外出支援として、地域の助け合い、支え合いによる取組を進めるほか、今後は、公共交通の活用促進および交通環境の整備に向けて関係機関と協議しながら、より地域の現状に即した支援策の検討および実施に向けて取り組めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
ユニバーサルデザインの啓発	新規公園整備や既設公園改修時には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき整備を行っていきます。	都市計画課
高齢者にやさしい交通環境の確保	引き続き地域公共交通の維持に努めるとともに、予約型乗合タクシーなど高齢者が利用しやすい地域交通の周知啓発・利用促進を図ります。	交通対策課 高齢福祉推進課
移動・外出支援の充実	彦根市移動・外出支援対策会議や彦根市地域ケア推進会議、生活支援体制整備事業の第1層協議体における合同会議において、移動・外出支援についての地域課題の共有、支援策の検討を行います。地域の取組とも連携しながら、インフォーマルな移動・外出支援策や彦根市社会福祉協議会の「おたがいさんさん号」の活用など具体策の検討および実施に向けて取り組めます。	交通対策課 高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
高齢者にやさしい交通環境の確保	路線バス年間利用者数	79	83	万人/年		交通対策課
	予約型乗合タクシー乗合率	1.56	1.8	人/便		交通対策課

② 防災・防犯体制の充実と感染症対策の実施

災害時等に地域の人々の互いの手助け等で安全な場所に避難していただくための災害時避難行動要支援者制度を推進するとともに、防犯や交通安全の知識を普及するための取組を進めます。

また、近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係部局や事業所等と連携した防災・感染症対策に係る体制整備に努めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
災害時避難行動要支援者制度の推進	災害時における高齢者等の災害時避難行動要支援者の避難支援のため、災害時避難行動要支援者制度の周知と登録の推進、地域への理解促進を図るとともに、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などが連携して、災害時等に地域の人々の互いの助け合い、支え合いによる避難支援の体制づくりなどを関係機関と連携して推進します。	社会福祉課
防災体制の整備	災害情報を高齢者に確実に伝達するための情報伝達体制の整備・充実を図ります。 また、地域の防災力向上のため、様々な機会を通じて自主防災組織未結成の自治会に対して周知啓発を行い、結成に向けた支援を行います。	危機管理課
防犯・防災知識の普及	自治会、老人クラブ、各種ボランティア組織等と協働で防災講習会（出前講座）を実施し、高齢者に対してきめ細かな防災知識の普及を図ります。 また、防災に関するパンフレットの配布等により、高齢者を含む地域住民に対して、防災知識の普及、高齢者等要配慮者の避難支援等に関する知識の普及を図ります。 犬上・彦根防犯自治会の活動を通して、防犯活動の活性化を図るほか、防犯に関する啓発や情報提供に努めます。	危機管理課 まちづくり推進室
福祉避難所の確保と機能整備	介護を必要とする高齢者等が災害時に避難して生活ができるよう、介護サービス事業者への啓発に努め、福祉避難所の確保（協定締約施設の増加）や円滑な運営に資する取組を進めます。 また、必要に応じて感染症対策等にも配慮しながら、利用者への合理的配慮がなされ、必要な人が円滑に避難所を利用できるよう機能整備を進めます。	社会福祉課
火災予防の充実	「火災を予防すること」が重要な目的であることから、住宅用火災警報器の維持管理や防災品の普及などを促進し、高齢者住宅の防火診断、病院等の災害時要援護者関連施設の指導に努めます。 また、火災の原因を究明し、同種の火災の再発防止に努めます。	消防本部 （予防課）

事業・取組	今後の計画	主担当
交通安全の推進	高齢者の交通事故は増加傾向にあるため、今後も関係機関と連携し、交通安全の啓発および高齢者の運転免許証自主返納制度の紹介や路線バス・予約型乗合タクシーの利用方法等についての教室の開催に取り組むとともに、市広報紙やホームページなどを利用した情報発信の充実を図ります。	交通対策課
防犯体制の充実	犬上・彦根防犯自治会や各小学校区単位で結成されている地域自主防犯活動団体、警察等の関係機関との連携により地域における防犯意識や連帯感の高揚を図りながら、情報提供や注意喚起など自主的な防犯活動の充実を図ります。	まちづくり推進室
消費者相談の充実	市広報紙やホームページなどを利用し、彦根市消費生活センターの窓口相談の周知・案内をするとともに、情報の提供や消費生活講座を充実します。 また、県消費生活センターや他市町等との情報交換、国民生活センターが実施する研修に参加するなど、消費生活相談員のレベルアップを図りながら、相談窓口の機能強化に努めます。	生活環境課
災害・感染症対策に係る体制整備[再掲]	介護サービス事業所等と連携して、防災対策や相互応援システム等による感染症対策を進め、サービスの提供が継続できるよう取り組みます。また、感染症等に対する偏見や人権問題についての周知啓発・研修等を実施するとともに、資機材の提供等を行います。 平時からのICTを活用した会議の実施等、災害・感染症対策として有効な業務のオンライン化についても対応できるよう取組を進めます。	高齢福祉推進課 危機管理課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
災害時避難行動要支援者制度の推進	災害時避難行動要支援者制度登録率	22.8	50	%	災害時避難行動要支援者制度対象者のうち、個別支援計画を作成し、かつ平時からの情報提供に同意し制度に登録した者の割合	社会福祉課

事業・取組	第8期計画での 評価指標	令和元 年度 (2019) (現状)	令和5 年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
災害時避難行動 要支援者制度の 推進	制度推進に向けた取 組を行う自治会数	25	50	団体	制度対象者を意識 した防災学習や訓 練、避難マップづ くりなどに取り組 む自治会数	社会福祉課
防犯・防災知識 の普及	自主防災組織率	74.4	79.4	%	自主防災組織加入 世帯数/全世帯	危機管理課
	地域安全ニュース発 行回数	4	4	回/ 年		まちづくり 推進室
福祉避難所の確 保	福祉避難所 協定締結施設数	65	80	箇所	災害時に福祉避難 所に指定する施設 として事前に協定 を締結している施 設数	社会福祉課
交通安全の推進	高齢者交通安全教室 の開催回数	12	20	回/ 年		交通対策課
防犯体制の充実	地域安全活動推進事 業実施自治会数	284	293	団体数 /年		まちづくり 推進室
消費者相談の充 実	消費生活相談件数	464	500	件/ 年		生活環境課

基本目標5

地域に寄り添う包括的な支援体制の整備

おおむね日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターを中心に、関係機関が連携して、保健・医療・福祉の包括的な相談支援体制を整備し、住み慣れた地域で、誰も取りこぼされることなく、介護予防、虐待防止、権利擁護といった包括的なサービスが提供される仕組みづくりをさらに進めます。

判断能力が十分でなくなった高齢者や見守り等が必要な高齢者については、人権をはじめとする各種の権利が保障されるよう、成年後見制度の利用につながる取組を進めます。

認知症に対する理解の普及啓発や認知症の人やその家族が参加し支え合う通いの場の充実等、認知症施策の推進に向けた取組を進めます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

公正・中立な立場から、地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関として、彦根市地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が中心的なスタッフとなって、介護予防ケアマネジメントを行うとともに、高齢者の実態把握や総合相談・支援、高齢者の権利擁護、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の後方支援等を行っています。

また、地域包括支援センターをはじめ、地域住民や医療・介護に携わる多職種との連携により、多様化・複雑化する課題にも対応できる包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

さらに、身近な地域において、介護保険サービス、医療サービス、生活支援サービスなどが切れ目なく提供できるよう、連携体制の強化を推進します。

事業・取組	今後の計画	主担当
地域包括支援センターの体制の充実	地域住民をはじめ民生委員や自治会等様々な関係者、医療機関も含めた多職種連携体制、介護支援専門員とのネットワークの構築など推進し、高齢者とその家族を支え、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待する地域包括支援センターの体制の充実に努めます。	高齢福祉推進課
総合相談支援業務	相談内容が多様化、複雑化する中で、相談者の生活に即した総合相談支援が行えるよう、地域包括支援センターの人員体制、職員の質の向上等による機能強化に努めます。また、地域の高齢者の状況についての実態把握に努めるとともに、支援に携わる関係者が有機的に連携できるよう地域ケア会議の開催等を通して支援体制の整備に努めます。さらに、高齢者を中心とした世帯全体の相談支援に当たって、関係部局との協議・連携を図りながら、課題解決に向けた調整を行います。	高齢福祉推進課

事業・取組	今後の計画	主担当
虐待防止を含む権利擁護業務	高齢者の虐待防止および早期発見、早期解決のため地域包括支援センターをはじめ地域や関係機関との連携協力体制を整備するとともに、虐待防止に係る啓発に努めます。	高齢福祉推進課
多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員への個別指導や相談への対応、資質向上や支援困難事例に係る指導助言等を行います。 また、地域包括支援センターと市が連携を図りながら、地域ケア会議や介護支援専門員等連絡会、研修会を開催し、多職種が相互の情報交換等を行う場を設けます。さらに、地域の介護支援専門員が様々な社会資源を活用できるよう、関係機関等との連携体制を整備し、支援を行います。	高齢福祉推進課
地域ケア会議	支援困難事例等について、多職種協働により課題解決・ネットワーク構築を目的として個別ケア会議を開催します。 また、その中で抽出された課題を生活圏域単位での地域ケア会議で協議し、さらに生活支援体制整備事業の第1層協議体とも連動しながら市全体での地域ケア推進会議で検討します。	高齢福祉推進課
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化するニーズにも対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に提供する重層的支援体制整備事業の実施について、関係部局との協議・連携を図りながら取組を進めます。	社会福祉課
PDCAサイクルによる事業評価の実施	地域包括支援センターの各事業について実績を踏まえながら可能な限り適切な評価指標を設定し、次年度の事業運営に評価の結果が生かせる時期に各事業の目標の達成度および実施後の効果について、自己評価や地域包括支援センター運営協議会を通して、検証を行っていきます。	高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
総合相談支援業務	地域包括支援センター 総合相談延べ件数	15,574	17,600	件/ 年		高齢福祉 推進課

(2) 在宅医療福祉の推進

高齢者が安心できる地域生活を送る上で、「保健・医療・福祉」の連携によるサービス提供が重要です。今後も、多職種が連携するための仕組みづくりを進め、在宅医療福祉の充実を図ります。

その中で、湖東医療圏域 1 市 4 町が共同運営する医療福祉推進センターでは、医療と介護の連携体制の構築・在宅リハビリテーションの推進・医療福祉従事者のスキルアップのための人材育成・在宅医療と在宅看取りに関する啓発などの事業を実施します。

事業・取組	今後の計画	主担当
ことう地域チームケア研究会等を通じた多職種連携推進	在宅医療福祉の拠点施設であるくすのきセンターを活動拠点として、ことう地域チームケア研究会等を通じて、在宅医療福祉を担う専門職等を対象に、顔の見える関係づくりの構築・互いの職種の理解に基づいた手をつなぎ合える関係づくり（多職種連携の強化）を目的とした研修会等の開催を継続します。	高齢福祉 推進課
在宅医療福祉体制の整備	在宅医療福祉に係る関係機関、団体、専門職で構成する「在宅医療福祉仕合わせ検討会」において、在宅医療福祉を推進する上での課題の抽出および対応策を検討し、高齢者の在宅療養を支援する体制の整備に努めます。	高齢福祉 推進課
在宅医療福祉や看取りに関する普及啓発	在宅医療福祉の制度や仕組み、住み慣れた場所での看取り、エンディングノートの活用等についての周知を図るため、地域での出前講座やフォーラム等の開催を進めます。	高齢福祉 推進課
在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携	湖東圏域の 1 市 4 町および湖東健康福祉事務所の担当者と構成する「湖東圏域地域包括ケア等担当者会議」において、圏域の在宅医療・介護連携の課題や取組について事前協議した上で、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会や介護保険事業者協議会などの関係団体との情報の共有を図るとともに、課題解決に向け、「在宅医療福祉仕合わせ検討会」において、具体的な取組を協議します。	高齢福祉 推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
ことう地域チームケア研究会等を通じた多職種連携推進	ことう地域チームケア研究会延べ参加者数	439	510	人/年		高齢福祉推進課

(3) 虐待防止や権利擁護等の充実

高齢者の虐待防止・早期発見・早期解決については、市と地域包括支援センター、地域住民、関係機関等との連携で取り組んでいます。

また、権利擁護のための制度や支援としては、彦根市権利擁護サポートセンターをはじめ、本人の権利や財産を守ることを目的とした成年後見制度や滋賀県社会福祉協議会の「滋賀県権利擁護センター」（淡海ひゅうまんねっと）による各種支援があります。

さらに、彦根市社会福祉協議会においては、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理の援助を中心とした地域福祉権利擁護事業や虐待防止出前講座等が行われています。

引き続き、高齢者が安心して生活できるよう、関係機関が連携し、制度の周知や利用しやすい環境整備に努めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
虐待防止に関する啓発	高齢者の虐待防止および早期発見、早期解決のため地域包括支援センターをはじめ地域や関係機関との連携協力体制を整備するとともに、地域包括支援センターと連携した自治会や施設向けの出前講座や、主にケアマネジャーや民生委員向けの虐待防止に係る啓発に努めます。	高齢福祉推進課
成年後見制度の周知と利用促進	成年後見制度の周知および利用の促進のため、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域包括支援センターや権利擁護サポートセンターを中心に、地域の関係者とのネットワークづくりに取り組むとともに、引き続き相談・支援を行います。 また、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず本人または親族による申立てができない方に対し、市長による申立てを行います。	高齢福祉推進課

事業・取組	今後の計画	主担当
各種権利擁護事業の利用促進	滋賀県社会福祉協議会の支援業務や彦根市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業の周知と要援護者への利用促進を図ります。 また、虐待防止出前講座等をはじめ、より一層の情報提供と啓発が可能な体制を構築することで、民生委員・児童委員等と連携を強化し、虐待の早期発見と関係機関へつなぐ活動を推進します。	社会福祉課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度(2019)(現状)	令和5年度(2023)(目標)	単位	備考	課名
成年後見制度に関する啓発	成年後見制度に係る出前講座等の実施回数	10	10	件/年		高齢福祉推進課

(4) 認知症施策の推進

認知症になっても自分らしく地域で暮らすことができる「共生」、そして認知症になるのを遅らせる、また認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を推進するためには、地域社会の認知症に対する正しい理解を基本に、認知症の予防、早期発見、早期対応、通いの場の充実等による重度化の防止、適切な介護および介護者など周囲への助言等の支援が不可欠です。

現在、認知症という病気をもつ人と家族への応援者である認知症サポーターの養成やサポーターの講師役(キャラバン・メイト)の育成に取り組んでおり、今後も様々な関係機関・団体等との協働により、広く認知症に対する理解を浸透させる取組を進めるとともに、具体的な支援活動のきっかけづくりを行います。

また、早期発見・早期対応のため、認知症HOTサポートセンターに業務を委託し、認知症初期集中支援チームを設置する他、彦根市もの忘れHOT安心ガイド(認知症ケアパス)を作成し周知に取り組んできました。今後も引き続き、これらの体制を生かして、認知症の早期発見・早期対応に努めます。

事業・取組	今後の計画	主担当
認知症サポーター養成講座の開催	認知症への理解が促進されるよう、企業や自治体での認知症サポーター養成講座を実施します。 また、学童期から認知症に関する正しい知識が得られるよう、各小・中学校にも積極的に周知します。	高齢福祉推進課
認知症サポーターステップアップ講座の開催	認知症サポーターが具体的に地域で活動していくためのきっかけづくりや知識の向上および認知症の人や家族への具体的な支援につながるよう、講座を開催します。	高齢福祉推進課

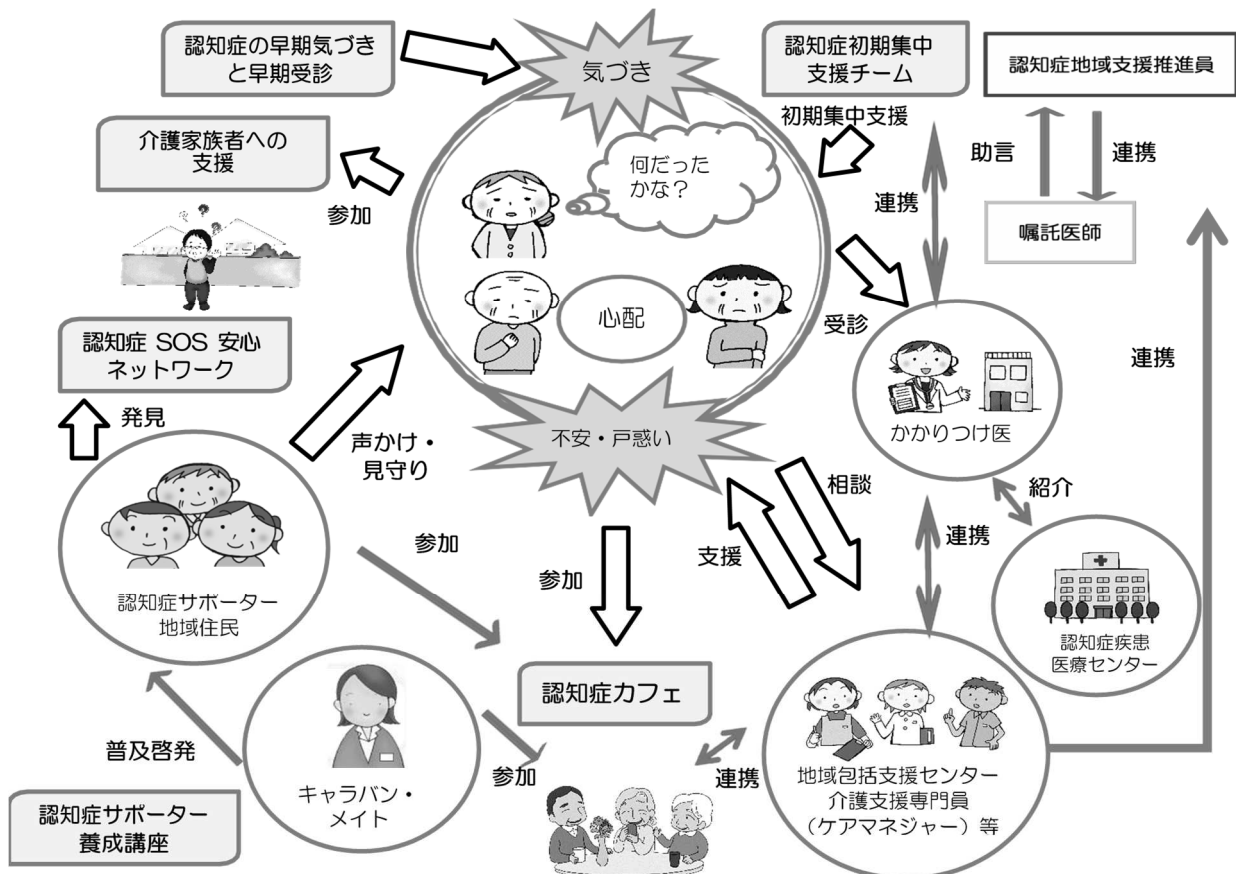
事業・取組	今後の計画	主担当
市民への普及啓発	キャラバン・メイトや関係機関とともに、世界アルツハイマーデーなどの機会に、街頭啓発や彦根城オレンジライトアップを行います。またフォーラム等を開催し、認知症への理解に関する啓発に取り組みます。	高齢福祉 推進課
キャラバン・メイトの養成と研修会の開催	認知症サポーター養成講座の講師役であり、市民への普及啓発の役割を担うキャラバン・メイトを増やします。また、キャラバン・メイト間の情報共有や資質の向上のため、定期的に研修会を実施します。	高齢福祉 推進課
認知症対策のネットワークづくり	認知症に関する情報交換や課題の検討・解決のため、事例検討会へ出席し、多職種の意見や専門医による意見を聞くことで、認知症という病気をもつ人とその家族を見守るネットワークづくりに努めます。	高齢福祉 推進課
認知症 SOS 安心ネットワーク事業	認知症などにより行方不明となった場合、警察との情報共有を行います。また彦根市総合情報配信システムを活用し、行方不明者の情報を市民や協力事業所に提供し、早期発見・早期保護につなげます。そのために、市民および介護支援専門員等にシステムについての周知・啓発を行い、捜索に協力する事業所などとのネットワーク構築に取り組みます。また、事前登録の啓発を行い、事前登録者に早期発見ステッカーを配布します。	高齢福祉 推進課
認知症の早期気づきと早期受診	認知症という病気に早期に気づき、受診や支援につなげることができるよう、出前講座や脳の健康チェックなどの気づきの機会を設けます。早期受診・早期対応につなげる役割をもつ認知症初期集中支援チームの周知啓発や認知症早期診断・早期支援マニュアルの活用を図り、早期気づき、早期支援体制を構築します。	高齢福祉 推進課
医療・介護・地域の連携促進	医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症という病気をもつ人やその家族、介護者を支援する相談業務等を担う認知症地域支援推進員について、地域包括支援センターとの連携を強化しながら、活動を充実させます。	高齢福祉 推進課
彦根市もの忘れ HOT 安心ガイド（認知症ケアパス）の普及	認知症という病気をもつ人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できる認知症ケアパスの普及を図ります。	高齢福祉 推進課

事業・取組	今後の計画	主担当
認知症カフェの設置	認知症という病気をもつ人やその家族、市民、専門職が一緒に集い、本人や家族等に対する相談対応や情報提供、社会参加活動を行う場となることや認知症に対する理解を深める場として、認知症カフェの設置を進めます。	高齢福祉推進課
家族介護者への支援 [再掲]	主に認知症等の家族介護者の精神的負担の軽減と介護知識や技術の習得を図るため、介護家族のつどい「ほっこり、ほっこり・らぶ」の定例のつどいや特別講座等の活動の支援を行います。また、同じ悩みを持つ方々が参加してもらいやすいよう、引き続き活動の周知を図ります。	高齢福祉推進課

■事業・取組の評価指標

事業・取組	第8期計画での評価指標	令和元年度 (2019) (現状)	令和5年度 (2023) (目標)	単位	備考	課名
認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成延べ人数	21,371	26,000	人		高齢福祉推進課
医療・介護・地域の連携促進	認知症 HOT サポートセンターへの相談延べ件数	245	250	件/年		高齢福祉推進課

■認知症支援策のイメージ（彦根市）



第6章 成年後見制度利用促進基本計画

※内容は彦根市成年後見制度利用促進基本計画策定検討委員会で検討

1 現状の整理

2 課題の抽出

3 課題に基づく基本理念

4 目標

5 課題に対応した施策の展開

第7章 介護保険事業量と保険料の設定

- 1 介護保険給付水準等の設定手順
- 2 給付対象サービスの種類
- 3 介護保険サービス基盤の整備方針
- 4 介護保険サービス量等の見込み
- 5 介護保険給付費の見込み
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み
- 7 介護保険事業の見込みと財源構成
- 8 第1号被保険者の介護保険料基準額の設定

第8章 推進体制

1 計画の進行管理

2 庁内および関係行政機関等の連携体制の強化

3 サービス提供事業者等の取組

資料編

第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行年月 令和6年(2024年)3月

発行 彦根市高齢福祉推進課

TEL
